



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

ま な ざ し

令和8年度版
ひとり親家庭サポート
ガイドブック



はじめに

このひとり親家庭サポートガイドブックは、ひとり親家庭の方、これからひとり親家庭になることを考えている方に向けて作成したものです。

ひとり親家庭の方は収入も主に一人分であることから、経済的に厳しい状況に置かれることが多く、また、ひとりで子育てと生計を担うことから、生活全般に余裕が持てず、いろいろな困りごとがあっても調べる時間がとれないこともあります。

そこで、ひとり親家庭の方の不安の軽減の一助となるよう、お困りごとに役立つ様々な制度や施設などを一冊にまとめましたので、ぜひご活用ください。

ひとり親家庭とは？

次のいずれかに該当し20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

- 配偶者と死別し、現に婚姻をしていない方
- 配偶者と離婚し、現に婚姻をしていない方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方
- 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない方
- 未婚の方

[配偶者]……婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

[婚姻]……婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

[遺棄]……配偶者が子どもと同居しないで、養育を全く放棄している状態をいいます。

※制度ごとに対象となる家庭が異なる場合があります。詳しくは各担当部署までお問い合わせください。

この冊子でわかること

- ひとり親家庭になるとき、なったとき ▶ P 2
- 手続きや相談で利用するところ ▶ P11
- お金に関すること ▶ P19
- 仕事に関すること ▶ P29
- 子ども・子育てに関すること ▶ P36
- 住まい・日々の生活に関すること ▶ P56
- 相談窓口一覧 ▶ P60
- 区役所の問合せ先一覧 ▶ P62
- お役立ちサイト一覧 ▶ P63

法律の改正等により、制度内容の変更や廃止、新しい制度が開始される場合があります。
利用方法や具体的な内容については、それぞれの担当部署までお問い合わせください。

●ひとり親家庭になるとき、なったとき

- 1 離婚を考えている方..... 2
- 2 離婚によりひとり親になった方(手続き一覧)..... 7
- 3 死別によりひとり親になった方(手続き一覧)..... 8
- 4 子の遺棄によりひとり親になった方..... 9
- 5 未婚の親になった方(手続き一覧).....10

●手続きや相談で利用するところ

- 1 区役所.....11
- 2 ひとり親家庭の生活・自立支援を行うところ.....12
- 3 法的な手続きや支援を行うところ.....12
- 4 養育費に関する支援を行うところ.....13
- 5 住まい・生活に関する支援を行うところ.....14
- 6 子どもに関する支援を行うところ.....15
- 7 就労や就労に向けた支援を行うところ.....16
- 8 人権の侵害に関する支援を行うところ.....17
- 9 外国人への支援を行うところ.....18
- 10 DV被害に関する支援を行うところ.....18

●お金に関すること

- 1 ひとり親家庭になったら.....20
- 2 生活に困ったら.....26

●仕事に関すること

- 1 就労にかかわる機関.....30
- 2 資格取得支援.....31
- シングルマザーの自立支援
(一社)日本シングルマザー支援協会の取組.....34

●子ども・子育てに関すること

- 1 子育て・保育・居場所.....37
- 2 育児の悩みの相談やサポート.....44
- 3 子どもの就学等に関すること.....46

●住まい・日々の生活に関すること

- 1 住まいのこと.....57
- 2 家事に関すること.....59
- 3 生活支援講座に関すること.....59
- 4 シングルマザーの仲間づくり.....59
- 相談窓口一覧.....60
- 区役所の問合せ先一覧.....62
- お役立ちサイト一覧.....63





ひとり親家庭になるとき、なったとき

1 離婚を考えている方

●川崎市ホームページ「離婚について考えている方・悩んでいる方へ」も参考にしてください。
参考になるWebサイト等の情報も掲載しています。



(1) 令和8年度 川崎市「知ろう 学ぼう 子どものための離婚講座」

子どもへの説明の仕方、養育費・親子交流等、お子さんがいるご夫婦が離婚される場合に、知っておいた方が
いいこと、決めておいた方がよいことをお伝えする各講座(メンタルケア編、離婚条件編、マネー編)を実施します。

メンタルケア編

- ・子どもへの影響
- ・子どもへの伝え方
- ・親のメンタルケア

離婚条件編

- ・親権(共同親権)
- ・養育費、親子交流
- ・財産分与 など

マネー編

- ・各種手当や助成
- ・離婚後の教育費
- ・親自身の生活費

【講座日程】

	メンタルケア編	離婚条件編	マネー編
第1回	6/10(水)	7/1(水)	7/15(水)
第2回	10/3(土)	10/26(月)	11/30(月)
第3回	1/21(木)	2/18(木)	3/4(木)



また、講座で知識を身につけたうえで、ご自身の状況に合わせた個別の相談を希望される方には、
講座終了後にZoomによる個別相談のご案内をさせていただきます。(1時間程度・無料)
※個別相談に関する詳細は各講座の中でご案内いたします。(定員あり)

(2) 離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ 子どものための共同養育計画書

協議離婚の際には、子どもの親権者(監護者)だけでなく、子育ての分担、親子交流、養育費の分担についても「子どもの利益を最も優先して考慮しなければならない」と民法に規定されています。
法務省において、離婚後の子育てに関する取決め(共同養育計画書の作成)や、取決めが守られない場合の実現方法について、
わかりやすく説明したパンフレットを作成していますので、参考にしてください。

共同養育計画書ってなに？

離婚や別居をする父母が、子どもの健やかな成長のために、離婚後や別居中の子育てに関する取決めを
する文書です。話し合いや裁判所の調停などで作成します。お子さんや父母のため、離婚や別居をする前に
作成するのが望ましいですが、離婚や別居後に作成しても構いません。

【記載すること】

親権者・監護者

子どもが住む場所

養育費・婚姻費用

親子交流

重要な事項の決め方
(子どもの名字、転居、医療、進学・就職等)

再協議
(事情が変わり得るタイミングで再度話し合いの機会を設けること)

●安全・安心な話し合いが難しい時は、無理に話し合う必要はありません。弁護士等の支援や家庭裁判所の調停、審判等を利用してください。



親権やこどもの生活場所等について、原則の形はありません。子どもにとって一番よい形を選んでください。

【参考】法務省パンフレット

■共同養育計画書(例です。具体的な内容は個別の事情に応じて決めます。)

子どもの名前と親権者

法務まもる(●年●月●日生)・父母の共同親権

法務あゆみ(●年●月●日生)・父母の共同親権



共同養育計画
作成支援ページ

こどもの住所

母の住所地

父の親子交流

月●回、父が母の住所地に迎えに行き、送り届ける。

年●回、●泊程度。実施については前月に別途協議する。

こどもの意見や健康状況等に応じ、こどもの利益に配慮して、柔軟に対応する。

養育費

父は、母に対して、次のとおり養育費を支払う。

金額 こども一人について月額●万円

期間 それぞれ22歳になった後の最初の3月31日まで

支払時期 毎月末までに、母名義の銀行口座(●)に振り込む。

再協議

こどもの成長等に応じて必要になったら、共同養育計画書の見直しについて話し合う。

まもるの養育費の期間が終わったら、あゆみの養育費の金額について再協議する。

2026年●月●日

父 神奈川県川崎市●1-2-3 法務太郎(自筆) 印

母 神奈川県川崎市●3-2-1 法務花子(自筆) 印(※)

(※)実印や離婚届に押したものと同一ものが望ましいです。

(3) 専門の弁護士による法律相談

※12ページ(母子・父子福祉センターサンライヴ)にも記載しています。

さまざまな事情を抱えるひとり親やお子さんのいる離婚前の方へ、弁護士による無料法律相談を実施しており、お子さんの
のいらっしゃる離婚を考えている方も利用できます。

対 象：こどものいる離婚を考えている方、ひとり親家庭の方、寡婦の方

相談窓口：母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

相談内容：離婚、親権、養育費、財産分与、慰謝料、借金等、法律に関する相談

知っていますか？ADR(裁判外紛争解決手続き)

ADRとは、民事上のトラブルについて、裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決
を図る手続のことです。「(元)夫婦だけでは話し合えない、でも弁護士に依頼して裁判所で争いたいわけではない」
というときに検討してください。土日に利用できる、オンラインで話し合える、比較的短期間で合意できるなどの
メリットがあります。

川崎市では、養育費の取り決めのために認証ADR事業者によるADRを利用した場合の手数料も補助金
の対象となります。(P24(9)参照ください。)

認証ADR事業者は法務省の「かいけつサポート」から探すことができます。

【HP】 <https://www.adr.go.jp/>



特集 民法改正

●こどものことを一番に考えて離婚後の親の責務を明確化。

●親権、養育費、親子交流などについてのルールが新しくなりました。

(こども家庭庁パンフレットから抜粋)

親の責務に関するルールの明確化

Q 親の責務ってどういうこと？
何をすればいいの？



こどもの未来を担う親としての責任

親権や婚姻関係があるかどうかに関わらず、こどもを育てる責任と義務についてのルールが明確にされました。

●こどもの人格の尊重●

こどもが心も体も元気でいられるように育てる責任があります。こどもの利益のため、意見をよく聞き、人格を尊重しなければなりません。

●こどもの扶養●

こどもを養う責任を指します。こどもが親と同じくらいの生活を送れる水準でなければなりません。

●父母間の人格尊重・協力義務●

こどものためにお互いを尊重して協力し合うことが大切です。下記のようなことは、このルールに違反する場合があります。

- ・暴力や相手を怖がらせるような言動
- ・他方の親によるこどもの世話を不当にじやますこと
- ・理由なくこどもの住む場所を変えること(※)
- ・約束した親子の交流をさまたげること

※暴力等や虐待から逃げることはルールに違反しません。

●すべてはこどもの利益のために●

親権はこどもの世話やお金や物の管理など、こどもの利益を守るために使われなければなりません。

親権に関するルールの見直し

Q 新たな選択肢、共同親権で
どんなことが変わるの？



新たな選択肢が広がります

1人だけが親権を持つ【単独親権】のほかに、離婚後に父母2人ともが親権を持つ【共同親権】の選択ができるようになります。

●父母2人ともが親権を持つ【共同親権】の場合●

■日常のことは一方の親で決められる

毎日の生活に必要なこと、例えば食事や着る服を決めること、短い旅行、予防接種や習い事などは、父母のどちらかで決めることができます。

■大切なことは父母2人で話し合う

こどもの住む場所を変えることや将来の進学先を決めること、心と体の健康に大きな影響を与える治療やこどものお金の管理などについては父母が話し合って決められます。なお、父母の意見が対立するときには、家庭裁判所で、父母のどちらかが1人でその事項を決められるようにする裁判を受けることもできます。

一方の親が決められる緊急のケース

暴力等や虐待から逃れるために引っ越すこと、病気やけがで緊急の治療が必要な場合などは、父母のどちらでも1人で決めることができます。



養育費の支払い確保に向けた変更点

Q 養育費のルール、
どんなことが変わるの？



こどもの生活を守るために

養育費を確実に、しっかりと受け取れるように新たなルールの創設やルールの見直しが行われました。

●取り決めの実効性アップ●

文書で養育費の取り決めをしていれば、支払いが滞った場合にその文書をもって一方の親の財産を差し押さえるための申立てができるようになります。

●法定養育費とは●

離婚時に養育費の取り決めがなくても、取り決めるまでの間、こどもと暮らす親が他方の親へ、こども一人あたり月額2万円の養育費を請求できる制度です。離婚後もこどもの生活が守られるよう設けられました。養育費が決まるまでの暫定的、補充的なものです。

※法定養育費は父母間で取り決めるべき養育費の標準額や下限額を定める趣旨のものではありません。

●裁判手続きがスムーズに●

家庭裁判所は養育費に関する裁判手続きをスムーズに進めるために収入情報の開示を命じることができることとしています。また、養育費を請求する民事執行の手続きでは、地方裁判所に対する1回の申し立てで財産の開示、給与情報の提供、判明した給与の差し押さえに関する手続きを行うことができますようになります。

安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

Q 安全・安心な
親子交流って？



こどものことを最優先に行われます

親子交流や父母以外の親族との交流に関するルールが見直されました。

●親子交流の試行的実施●

家庭裁判所の手続き中に親子交流を試行的に行うことができます。家庭裁判所はこどものことを最優先に考え、実施が適切かどうかや調査が必要かなどを検討し実施をうながします。

●婚姻中別居時の親子交流●

父母が婚姻中にこどもと別居している場合の親子交流は、こどものことを最優先に考えることを前提に、父母の協議で決め、決まらない時は家庭裁判所の審判等で決めることがルールとなります。

●父母以外の親族とこどもの交流●

こどもと祖父母などとの間に親子のような親しい関係があり、こどものために必要があるといった場合は、家庭裁判所はこどもが父母以外の親族との交流を行えるようにできます。



「親の責務に関する
ルールの明確化」の
詳しい情報はこちらから



「親権者の決め方は？」「親権者は変えられる？」
「こどもの世話(監護)についての決まりは？」など
の詳しい情報はこちらから



「養育費の支払い確保に向けた変更点」の
詳しい情報はこちらから

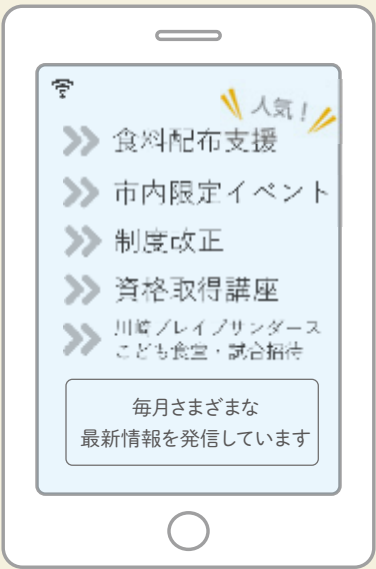


「安全・安心な親子交流の実現に向けた
見直し」の詳しい情報はこちらから

ひとり親家庭の方へ届けます

公式 SNS で配信中！
ぜひ登録・友だち追加
してください

ひとり親家庭の方が受けられる支援の情報は
各配信アカウントの登録がおすすめです。
使いやすいアカウントをご利用ください。



01



LINE公式アカウント
川崎市ひとり親家庭支援

02



ひとり親家庭応援
メールマガジン

03



X公式アカウント
川崎市ひとり親家庭応援

04



ひとり親家庭のために
「手当・助成」「子育て・生活に関するこ
と」「仕事・就職・資格取得」「貸付」「法
律相談・養育費の確保」などのさまざま
な支援や制度を市ホームページに掲載し
ています。

【配信例】
プロバスケットボール
クラブ「川崎ブレイブ
サンダース」のホーム
ゲームを観戦できる
ゲームを無料招待プ
(抽選あり) 無料招待プ
ログラムの情報も！

【配信例】
「グッドごはん」は1
世帯あたりおよそ
10,000円相当の食
品を無料提供してい
ます

こちらもチェック！

令和8年1月1日リニューアル「かわさき子育てアプリ すくすく」
『かわさき子育てアプリ すくすく』は、妊娠・出産から子育て期を
楽しく過ごしていただくために妊娠届出・児童手当等の手続きや、
地域の子育て施設・イベント情報の検索・申込等様々な機能をお届
けする、川崎市公式子育てアプリです。



2 離婚によりひとり親になった方（手続き一覧）

区役所で

※区役所の問合せ先一覧はP62参照

手 続 き	内 容	窓 口
離婚の届出	裁判・調停・審判離婚の場合、成立・確定した日から10日以内の届出が必要です。	区民課住民記録第3係
離婚後の氏の設定	離婚の際に使用していた氏を称する場合 ※離婚の日から3か月以内の届出が必要です。	
住所の異動	離婚後住所の変更がある場合	区民課住民記録第1係
個人番号カードの変更	氏・住所に変更がある場合	
印鑑登録の変更	氏の変更により印鑑登録が抹消になる場合があります。	
国民健康保険の加入	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合	保険年金課国民健康保険担当 ※転入、転出などの手続きを伴う場合は、区民課住民記録第1係
国民健康保険の資格確認書・資格情報 のお知らせの記載内容の変更	住所・世帯主に変更がある場合	区民課住民記録第1係
	氏に変更がある場合	区民課住民記録第3係
子の戸籍の変更	離婚届では、お子さんの戸籍に変動はありません。①、②の順で手続きをする必要があります。	
	子の氏の変更許可申立	①家庭裁判所
	入籍届	②区民課住民記録第3係
児童手当の届出	記載P20 受給者を変更する場合	区民課住民記録第2係
公立小中学校関係の届出	保護者や住所の変更がある場合	
保育所等関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
児童扶養手当の申請	記載P20 要件がありますので、詳しくはP20をご覧ください。	
ひとり親家庭等 医療費助成の申請	記載P23 要件がありますので、詳しくはP23をご覧ください。	保険年金課後期・介護・医療費助成担当
小児医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合	
重度障害者医療費助成の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
年金の届出	第3号被保険者だった場合、第1号被保険者に切替える必要があります。	保険年金課国民年金担当
障害者手帳 (身体障害・知的障害)の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係
障害者手帳(精神障害)の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課精神保健係
自立支援医療(精神通院)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係
自立支援医療(更生医療)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係
自立支援医療(育成医療)の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
小児慢性特定疾病の届出		
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係・精神保健係
障害児福祉手当の届出		
障害福祉サービス・ 障害児通所支援事業の届出	受給者の変更がある場合	

その他

離婚によりひとり親になった方(手続き一覧)

手 続 き	内 容	窓 口
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税：川崎南税務署(川崎・幸区) 川崎北税務署(中原・高津・宮前区) 川崎西税務署(多摩・麻生区) 住民税：かわさき市税事務所(川崎・幸区) こすぎ市税分室(中原区) みぞのくち市税事務所(高津・宮前区) しんゆり市税事務所(多摩・麻生区)

厚生年金の分割の届出	婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間の合意の上で、分割することができます。原則として、離婚した日の翌日から2年以内に年金事務所等での手続きが必要です。	川崎年金事務所(川崎・幸区) 高津年金事務所 (中原・高津・宮前・多摩・麻生区)
預貯金の名義変更	氏・住所に変更がある場合	各金融機関
郵便物の取扱い変更	氏・住所に変更がある場合	㈱日本郵便お客様サービス相談センター
公共料金(電気・ガス・水道・電話)の変更	氏・住所に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。
自動車運転免許証の変更	氏・住所に変更がある場合	住所地の警察署
パスポートの変更	氏・住所に変更がある場合	神奈川県パスポートセンター
不動産の登記の変更	氏・住所に変更がある場合	不動産のある市町村を管轄している法務局
生命保険等の手続き	氏・住所・受取人に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。

3 死別によりひとり親になった方（手続き一覧）

区役所では ※区役所の問合せ先一覧はP62参照		
手 続 き	内 容	窓 口
死亡の届出	死亡の事実を知った日から7日以内の届出が必要です。	区民課住民記録第3係
世帯主変更の申請	3人以上の世帯において、世帯主が亡くなった場合に新しい世帯主を決めるための届出	区民課住民記録第1係
国民健康保険の加入	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合	保険年金課国民健康保険担当 ※転入、転出などの手続きを伴う場合は、区民課住民記録第1係
国民健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせの記載内容の変更	世帯主に変更がある場合	区民課住民記録第1係
葬祭費の申請	国民健康保険の加入者が亡くなった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。	保険年金課国民健康保険担当
年金の届出	国民年金第1号被保険者のみの場合	保険年金課国民年金担当
	厚生年金のみ又は厚生年金と国民年金の両方の場合	川崎年金事務所(川崎・幸区) 高津年金事務所(中原・高津・宮前・多摩・麻生区)
児童手当の届出	記載P20 受給者を変更する場合	区民課住民記録第2係
災害遺児等福祉手当の届出	記載P24 要件がありますので、詳しくはP24をご覧ください。	
公立小中学校関係の届出	保護者・住所に変更がある場合	
保育所等関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
児童扶養手当の申請	記載P20 要件がありますので、詳しくはP20をご覧ください。	
ひとり親家庭等医療費助成の申請	記載P23 要件がありますので、詳しくはP23をご覧ください。	保険年金課後期・介護・医療費助成担当
小児医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合	
重度障害者医療費助成の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
障害者手帳(身体障害・知的障害)の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係
障害者手帳(精神障害)の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係
自立支援医療(精神通院)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
自立支援医療(更生医療)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係
自立支援医療(育成医療)の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
小児慢性特定疾病の届出		
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係・精神保健係
障害児福祉手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	
障害福祉サービス・障害児通所支援事業の届出	受給者の変更がある場合	

その他

※死別によりひとり親になった方(手続き一覧)		
手 続 き	内 容	窓 口
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税：川 崎 南 税 務 署(川崎・幸区) 川 崎 北 税 務 署(中原・高津・宮前区) 川 崎 西 税 務 署(多摩・麻生区) 住民税：かわさき市税事務所(川崎・幸区) こ す ぎ 市 税 分 室(中原区) みぞのくち市税事務所(高津・宮前区) しんゆり市税事務所(多摩・麻生区)
葬祭費・埋葬費等の申請	社会保険の加入者で葬祭等を行った方に支給されます。	協会けんぽ加入の方…全国健康保険協会支部 健康保険組合加入の方…各健康保険組合
遺族基礎年金の届出	記載P22	保険年金課国民年金担当
遺族厚生年金の届出		川崎年金事務所(川崎・幸区) 高津年金事務所(中原・高津・宮前・多摩・麻生区)
労災保険の葬祭料 遺族補償年金の請求		亡くなった方の勤務先を所管する労働基準監督署
保険金の請求	詳しくは各窓口にお問い合わせください。	生命保険会社等
医療費控除の還付		川崎南税務署(川崎・幸区) 川崎北税務署(中原・高津・宮前区) 川崎西税務署(多摩・麻生区)
死亡者の所得税の確定申告		
相続税の申告		
相続した預貯金の支払い請求		各金融機関
預貯金の名義変更		
自動車運転免許証の変更		住所地の警察署
郵便物の取扱い変更		㈱日本郵便お客様サービス相談センター
公共料金 (電気・ガス・水道・電話)の変更	氏・住所に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。
パスポートの変更		神奈川県パスポートセンター
不動産の登記の変更		不動産のある市町村を管轄している法務局
生命保険等の手続き	氏・住所・受取人に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。

4 子の遺棄によりひとり親になった方

父又は母が同居しないで、扶養・監護義務を全く放棄している場合は、ひとり親家庭として支援を受けられる場合があります。家庭不和や離婚を前提とした別居での遺棄は該当しません。また、配偶者の生死が3年以上不明の場合は、離婚手続きに入ることも可能です。



5 未婚の親になった方（手続き一覧）

区役所で

※区役所の問合せ先一覧はP62参照

手 続 き	内 容	窓 口
妊娠の届出 母子健康手帳の交付	妊娠と診断されたら、早めに提出してください。	地域みまもり支援センター地域支援課
出生の届出	出生した日を含めて14日以内に提出してください。	区民課住民記録第3係
個人番号通知書の受取	出生届を提出された後、概ね1か月前後で個人番号通知書が簡易書留により郵送されますので、必ずお受取りください。	区民課住民記録第1係
国民健康保険 出産育児一時金の申請	出産した方が、国民健康保険に加入している場合	保険年金課国民健康保険担当
児童手当の申請 記載P20	要件がありますので、P20をご覧ください。	区民課住民記録第2係
児童扶養手当の申請 記載P20	要件がありますので、P20をご覧ください。	地域みまもり支援センター児童家庭課
ひとり親家庭等医療費助成の申請 記載P23	要件がありますので、P23をご覧ください。	保険年金課後期・介護・医療費助成担当
小児医療費助成の届出	要件がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。	
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税：川 崎 南 税 務 署(川崎・幸区) 川 崎 北 税 務 署(中原・高津・宮前区) 川 崎 西 税 務 署(多摩・麻生区) 住民税：かわさき市税事務所(川崎・幸区) こ ず ぎ 市 税 分 室(中原区) みぞのくち市税事務所(高津・宮前区) しんゆり市税事務所(多摩・麻生区)

無戸籍でお困りの方へ

前夫の子と推定されてしまう、出生証明書が手元にないなど、さまざまな理由で出生届が提出できないことにより、無戸籍でお困りの方は、横浜地方法務局川崎支局に御相談ください。
詳しくは、法務省ホームページを御覧ください。

【 H P 】 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html

【問合せ】 044-244-4166



知っていますか？ステップファミリー

近年、結婚する人の約4分の1が再婚というデータがあります。その中には子どもを連れて再婚する家庭が含まれていて、再婚等によって血縁関係のない親子関係が生まれた家族のことを「ステップファミリー」と呼ぶことがあります。「ステップファミリー」は、それまでの生活習慣等の違いからストレスを抱えたり、対人関係が複雑になりやすかったりするものの、初婚家族と同じ家族関係を期待されるなど、その複雑さが理解されにくい点がたくさんあります。急がず焦らず、十分に話し合いながら少しずつ解決していきましょう。



手続きや相談で利用するところ

●関係機関一覧

*…備考欄参照

機 関 名	生活 支援 ※	子育て 支援 ※	就業 支援 ※	対象家庭			子の年齢			所得制限		備考
				母子	父子	寡婦	不問	20歳 未満	18歳 未満	あり	なし	
母子・父子福祉センターサン・ライヴ 記載P12	●	●	●	●	●	●	●				●	
横浜家庭裁判所川崎支部 記載P12	*			●	●	●	●				●	家事事件申立、 家事手続案内等
法テラス川崎 記載P13	●			●	●	●	●			●		
養育費・親子交流相談支援センター 記載P13	●			●	●	●	●				●	
FPIC横浜ファミリー相談室 記載P13	●			●	●	●	●				●	
母子生活支援施設 記載P14	●	●		●					●		●	
だいJOBセンター (川崎市生活自立・仕事相談センター) 記載P14	●		●	●	●	●	●				●	
川崎市男女共同参画センター (すくらむ21) 記載P14	●	●	●	●	●	●	●				●	
児童相談所 記載P15	●	●		●	●	●			●		●	
児童家庭支援センター 記載P15	●	●		●	●	●			●		●	
ハローワーク 記載P16			●	●	●	●	●				●	
キャリアサポートかわさき 記載P17			●	●	●	●	●				●	
コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション) 記載P17			●	●	●	●	*	*	*		●	15歳～49歳
川崎市社会福祉協議会川崎市福祉人材バンク 記載P17			●	●	●	●	●				●	
多文化共生総合相談ワンストップセンター (川崎市国際交流センター) 記載P18	●			●	●	●	●				●	外国人相談窓口
かわさき多文化共生プラザ(川崎市役所南庁舎) 記載P18	●			●	●	●	●				●	外国人相談窓口
かながわ外国人すまいサポートセンター 記載P18	●			●	●	●	●				●	外国人相談窓口
川崎市DV相談支援センター 記載P18	●			●	●	●	●				●	

※具体的な内容の詳細については、各機関にお問い合わせください。

●関係機関案内

1 区役所

(1) 区民課

- 出生届、死亡届、婚姻届、離婚届など戸籍に関する
こと
- 住所変更、住民票に関すること
- 児童手当、市立小中学校への就学に関すること など

(2) 児童家庭課

- 認可保育所の入所に関すること
- 児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に
関すること など

(3) 保険年金課

- 国民健康保険、重度障害者医療費助成、
小児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、
国民年金、後期高齢者医療、介護保険料に関する
こと など

(4) 保護課

- 生活保護に関すること

(5) 地域支援課

- 子ども・子育て相談、健康相談、健康診査、
予防接種に関すること など

(6) 高齢・障害課

- 介護保険の認定・給付、高齢者福祉サービス
の利用に関すること など
- 障害福祉サービスの利用に関すること など



2 ひとり親家庭の生活・自立支援を行うところ

(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ

ひとり親家庭等の生活の安定や自立を支援しています。生活・就業に係る相談や、パソコン講座等の様々なセミナーのほか、給付金等を活用した資格取得についてもご相談いただけます。

種 別	相談内容	相談時間
生活相談	育児や家事、精神面・健康面の健康管理等生活一般についての相談	9：30～16：00（水・金は20：00まで）
就業相談	資格取得の情報提供や再就職・転職までのプラン作り、就職についての相談	
弁護士による法律相談	離婚、親権、養育費、財産分与、慰謝料、借金等法律に関する相談（離婚前の方の相談可）	毎月第2金曜17：00～20：00、 毎月第4金曜（2月のみ第4木曜） 【偶数月】10：00～11：30【奇数月】13：30～15：00 （1人25分。3週間前の9：00から電話予約）
1級ファイナンシャルプランナーによる生活・家計相談	家計の見直し、教育資金の準備、老後の生活設計など暮らしとお金の相談（離婚前の方も相談可）	5/16、7/18、9/19、11/21、1/16、3/20 13：30～15：00の間で1人30分（3週間前の9：00から電話予約）

パソコンに関する講座・資格取得支援講座や生活支援セミナー等も開催しています。（テキスト代等を除き無料）

詳しくはホームページをご覧ください。

【開所時間】 9：00～17：00（水・金9：00～21：00） 【アクセス】 JR南武線・東急東横線
【休 所 日】 月曜日、第2・4日曜日、祝日、年末年始 武蔵小杉駅徒歩10分
（12/29～1/3）、月曜日が祝日の場合の翌日 【問 合 せ】 044-733-1166
【所 在 地】 中原区今井上町1-34 和田ビル2階 【H P】 <https://kawasaki-boshicenter.com>



3 法的な手続きや支援を行うところ

(1) 横浜家庭裁判所川崎支部

夫婦、親子、親族などに関する様々な家庭内の問題を、申立てにより、調停や審判等を行うことで解決をしていくところです。家庭裁判所では、どこの裁判所にどのような申立てができるのかを案内する家事手続案内も実施しています。

家庭裁判所で行う主な手続き

- ①調停…離婚、親権者の指定・変更、養育費の請求、財産分与、親子交流など
- ②審判…子の氏の変更許可など
- ③訴訟…離婚など
- ④履行勧告…家庭裁判所で決まった事項を相手方に実行するように勧告すること（強制力はありません）。

【申立ての際の費用】

所定の手数料（調停又は審判は1件800円又は1,200円分の収入印紙※）と連絡用の切手代

※訴訟の手数料は、訴える内容により異なります。
詳しくはお問い合わせください。

【受付時間】 9：30～11：30、13：00～16：00

【休 所 日】 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

【所 在 地】 川崎区富士見1-1-3

【アクセス】 京急線京急川崎駅徒歩10分、
JR川崎駅からバス
「カルッツかわさき・富士見公園」下車徒歩1分

【問 合 せ】 044-222-1316

相談窓口一覧（P60）の法律関係の部分
も併せてご覧ください。

(2) 法テラス川崎

国によって設立された、法的トラブル解決のための「総合案内所」です。お困りごとに応じて、問題を解決するための法制度や手続き、適切な相談窓口を無料でご案内します。また、経済的に余裕のない方には、無料法律相談をご案内します。

【開所時間】 9：00～17：00 【アクセス】 JR川崎駅徒歩1分、京急線京急川崎駅徒歩2分
【休 所 日】 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3） 【問 合 せ】 0570-078309
【所 在 地】 川崎区駅前本町11-1 （IP電話をご利用の場合は050-3383-5366）
パシフィックマークス川崎ビル10階

●民事法律扶助制度について

経済的に余裕のない方への無料法律相談と弁護士、司法書士費用の立替えをする制度です。

【利用条件】

- ①収入等が一定額以下であること
- ②勝訴の見込みがないとはいえないこと
和解、調停、示談等により紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みのあるものなども含みます。
- ③民事法律扶助の趣旨に適すること
報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、又は権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

【無料法律相談実施内容】1回30分で同一問題につき3回まで

【実施場所】法テラス又は法テラスと契約している弁護士、司法書士の事務所

川崎市にお住まいの方の場合		
	手取り収入額の基準	資産合計額の基準 （現金、預貯金との合計額）
単身	20万200円以下	180万円以下
2人家族	27万6,100円以下	250万円以下
3人家族	29万9,200円以下	270万円以下
4人家族	32万8,900円以下	300万円以下

●民事法律扶助におけるひとり親支援制度について

令和6年4月1日から、ひとり親世帯への支援が拡充されました。

- ①未払養育費等の支払を受けた場合における立替金（弁護士費用等）の返済
支払を受けた養育費等が一定額以下の場合は、一括返済不要（毎月分割払い可）
 - ②将来における月々の養育費に関する成功報酬の支払い
一定額までは法テラスによる立替えとし、法テラスへ毎月分割払い（受任者への直接支払不要）
 - ③償還免除対象への追加
義務教育対象年齢までの子と同居し、扶養しているひとり親を追加（収入・資産が一定額以下の方が対象）
- 詳しくは、ホームページをご覧ください。

【H P】 <https://www.houterasu.or.jp/soshiki/15/hitorioyashien.html>



4 養育費に関する支援を行うところ

(1) 養育費・親子交流相談支援センター

養育費や親子交流（面会交流）に関する相談に応じています。

【メール相談】 info@youikuhi.or.jp （相談員が、数日中に回答を送信します。）

※回答はPCから送信しますので、迷惑メール拒否設定をされている方は受信可能な設定にしてください。

【電話相談】 03-3980-4108

（ご希望により、当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。）

0120-965-419（フリーダイヤル）

（携帯電話は使えませんので上記番号におかけください。）

【時 間】 平日（水を除く）10：00～20：00、水（祝日を除く）12：00～22：00、土・祝日10：00～18：00

(2) FPIC横浜ファミリー相談室

家族（夫婦、親子）関係の相談、親子交流（面会交流）の支援をしています。相談は電話による予約が必要です。

なお、電話相談は受付していません。

【相談料】 面接相談の料金は、1時間当たり6,600円です。相談時間は1時間30分まで。料金は8,800円です。

【開 所 時 間】 10：00～16：30

【休 所 日】 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

【所 在 地】 横浜市中区吉浜町1-9 エトアール吉浜405号

【ア ク セ ス】 JR根岸線石川町駅徒歩3分

【問 合 せ】 045-226-3656

5 住まい・生活に関する支援を行うところ

(1) 母子生活支援施設

18歳未満の子どもとその母等を保護し、入所により、自立の促進のための生活支援や子どもの健全育成のための活動等を行う施設です。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター地域支援課地域サポート係

(2) だいJOBセンター (川崎市生活自立・仕事相談センター)

失業等で生活にお困りの方の支援を行う相談窓口です。「仕事がなかなか見つからない」、「家賃が払えない」、「生活費に困っている」、「家計のやりくりがうまくできない」、「こころの病気について相談したい」など、就職のことや経済的なこと、生活のこと、こころのことなど、専門の相談員が寄り添いながら総合的にサポートします。

【利用できる方】 市内在住の失業等で生活にお困りの方、生活保護を受けていない方

【開所時間】 10：00～18：00

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル5階

【アクセス】 JR川崎駅徒歩2分、
京急線京急川崎駅徒歩1分

【問合せ】 044-245-5120

【HP】 <https://daijobkawasaki.jp/>



(3) 川崎市男女共同参画センター (すくらむ21)

法律講座、女性のための就業支援セミナー、働き方・しごと相談、パソコン講座、図書の貸し出し、情報提供、日用品の配布、交流会など、各種事業を実施しています。

【開所時間】 8：30～21：30

【休所日】 毎月第3火、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 高津区溝口2-20-1

【アクセス】 JR南武線武蔵溝ノ口駅、東急田園都市線溝の口駅徒歩10分

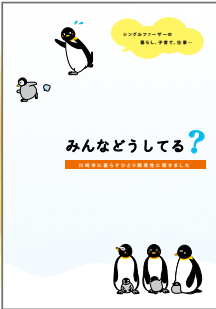
【問合せ】 044-813-0808

【HP】 <https://www.scrum21.or.jp/>



シングルファーザー事例集

『みんなどうしてる？川崎市に暮らすひとり親男性に聞きました』配布中
すくらむ21HPでも全ページ掲載中



ひとり親家庭の皆さまへの食品配付のご案内

認定NPO法人グッドネーバーズ・ジャパンは、ひとり親家庭への月1回の食品配付を行っております。食品受け取りをご希望の方は、HPよりお申込みが出来ます。

【対象】 ひとり親家庭の方※ひとり親家庭等医療費助成制度医療証をお持ちの方

【内容】 お米や麺類などの主食、レトルト食品、インスタント食品、お菓子など

【日時・会場】 HPでご確認ください。(中原区 など)

【申込み方法】 ホームページで利用登録後、専用フォームより申し込み※利用登録時に食品支援の詳細もご確認ください。

【問合せ】 認定NPO法人グッドネーバーズ・ジャパン

E-mail : gohan@gnjp.org

Tel : 03-6423-1768平日10：00～17：00音声ガイダンス「食品支援グッドごはん」まで



6 子どもに関する支援を行うところ

(1) 児童相談所

子ども(18歳未満)たちのより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づいて設置された専門の相談機関です。子どもに関して気になることをご相談いただき、専門の職員(児童福祉司、児童心理司、医師など)がご家族と一緒に問題解決にあたります。

相談は無料です。相談内容の秘密は、かたく守ります。

【相談内容】 しつけ、家庭教育、障害、落ち着きがないなどの気になる性格・行動、非行、不登校など

【開所時間】 8：30～17：00

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

施設名	地区	所在地	アクセス	問合せ
南部児童相談所	川崎・幸・中原区	幸区鹿島田1-21-9	JR南武線鹿島田駅徒歩5分	044-542-1234
中部児童相談所	高津・宮前区	高津区久本1-4-1	JR南武線武蔵溝ノ口駅徒歩5分	044-877-8111
北部児童相談所	多摩・麻生区	多摩区生田7-16-2	小田急線生田駅徒歩5分	044-931-4300

かながわ子ども家庭110番相談LINE

子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、子どもに関わる相談を専門の相談員が無料でお受けします。保護者の方はもちろん、子どものみなさんからの相談もお待ちしています。

※相談の秘密は必ず守ります。

【対象】 神奈川県内にお住いの子ども、保護者の方

【受付日】 月曜日から土曜日(年末年始を除く)

【時間】 9：00～21：00

【友だち追加】 LINEアプリのホーム画面の検索で、ID「@kana_kodomo110」で検索して追加。

※「友だち検索」機能ではありません。



LINE公式アカウント

(2) 児童家庭支援センター

子ども(18歳未満)と家庭のための地域の相談機関です。子育てや家庭の悩みを一緒に考えながら、専門のスタッフ(臨床心理士、社会福祉士、保育士等)が、問題解決のお手伝いをします。

【相談内容】 子育てに自信がもてない、子どもの発達が気になる、不登校など

【開所時間】 9：00～17：00

(しゃんぐりら及びはくさん

9：00～18：00)

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

施設名	地区	所在地	アクセス	問合せ
あいせん児童家庭支援センター	川崎区	川崎区浜町2-22-16	バス浜町3丁目下車徒歩3分	044-201-4772
しゃんぐりらこども家庭支援センター	川崎・幸・中原区	幸区東小倉6-1	JR南武線鹿島田駅徒歩5分 JR横須賀線新川崎駅徒歩10分	044-520-3608
SNG児童家庭支援センター	幸・中原区	中原区木月伊勢町3-3	東急東横線元住吉駅徒歩7分	044-711-8484
まぎぬ児童家庭支援センター	高津・宮前区	宮前区馬絹1-24-5	東急田園都市線宮前平駅徒歩7分	044-863-7855
かわさきさくら児童家庭支援センター	高津・宮前・多摩・麻生区	多摩区菅稲田堤1-10-5	JR南武線稲田堤駅徒歩2分	044-944-3981
はくさん児童家庭支援センター	多摩・麻生区	麻生区白山1-1-5	バス白山北緑地前 下車徒歩1分	044-712-4073

7 就労や就労に向けた支援を行うところ

(1) ハローワーク

職業紹介・職業相談、求人開拓、職業訓練の受講あっせん、失業等給付金の支給等を行っています。

【内 容】 ①職業紹介・職業相談 ③職業訓練の受講あっせん、職業訓練受講給付金の支給
②雇用保険関連業務(失業等給付金、教育訓練給付金の支給業務) ④専門援助を必要とする求職者(学卒、障害者等)に対する職業紹介・職業相談

マザーズコーナー

子育て中の方に対する就業支援サービスの提供をしています。

- 担当者制・予約制による一人ひとりの状況に応じた就職活動のサポート
- 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の提供
- 子育て支援に関する情報の提供
- おもちゃのあるキッズコーナーやベビーカーをおけるゆったりとした相談スペース
- 就職に役立つセミナーの開催

ア：ハローワーク川崎

マザーズコーナー併設

【開庁時間】 月～金 8：30～17：15
【休 庁 日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)
【所 在 地】 川崎区南町17-2

所轄地域：川崎区・幸区

【アクセス】 JR川崎駅 徒歩 8 分
【問 合 せ】 044-244-8609
※開庁時間・休庁日は変更になる場合があります。
来庁の際はホームページをご確認ください。

イ：ハローワーク川崎北

マザーズコーナー併設

【開庁時間】 月～金 8：30～17：15
【休 庁 日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)
【所 在 地】 高津区久本 3-5-7 新溝ノロビル 4 階

所轄地域：中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区

【アクセス】 JR南武線武蔵溝ノ口駅、東急田園都市線溝ノ口駅 徒歩 8 分
【問 合 せ】 044-777-8609
※開庁時間・休庁日は変更になる場合があります。
来庁の際はホームページをご確認ください。

ウ：ハローワークプラザ新百合ヶ丘

ハローワークの付属施設で、職業相談・職業紹介のみ行っています。
【開庁時間】 月～金 9：30～18：00
【休 庁 日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)
【所 在 地】 麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウエンティワン 1 階

【アクセス】 小田急線新百合ヶ丘駅 徒歩 2 分
【問 合 せ】 044-969-8615
※開庁時間・休庁日は変更になる場合があります。
来庁の際はホームページをご確認ください。

エ：福祉から就労・自立サポート窓口

児童扶養手当受給者、生活保護受給者、住居確保給付金受給者等に対して、ハローワークから派遣された就職支援ナビゲーターが、担当者制により、個々人ごとにきめ細かい職業紹介・職業相談(予約制)をしています。

【開所時間】 8：45～17：15(12：00～13：00を除く)
【休 所 日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

地 区	設置場所
川崎区	川崎区役所内 6 階
幸 区	幸区役所内 2 階
宮前区	宮前区役所内 2 階
多摩区	多摩区役所内 7 階



(2) キャリアサポートかわさき

就職に関する総合相談窓口として、求職者に個別カウンセリングを行い、ニーズに応じた求人情報を探し、紹介する就業マッチングを行っています。託児サービス付きの女性就職相談、ご自宅等からのオンライン相談、就職活動で役立つセミナーなど多数の支援プログラムを用意しています。
また、市内中小企業等との交流会を開催する等、正社員を基本とした就職の支援を行っています。

【利用できる方】 原則、川崎市内在住・在勤・在学で、就職(転職)を希望する方
【休 所 日】 日、祝日、年末年始(12/29～1/3)
【相談時間】 月～土 10：00～17：00(火は10：00～20：00)
※託児サービス付き女性就職相談
火 9：30～16：00
【出張相談】 川崎区役所・麻生区役所 月、木 10：00～17：00
【開所時間】 9：00～17：00(火は9：00～20：00)
【所 在 地】 高津区溝口 1-6-10 でのかわさき 5 階
【アクセス】 JR南武線武蔵溝ノ口駅
東急田園都市線溝ノ口駅 徒歩 5 分
【問 合 せ】 044-811-6088
(月～土 9：00～17：00 ※火は20：00まで)

(3) コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)

働くことに不安を抱える若者とその家族を対象に、個別相談、臨床心理士による心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、就労へ一歩踏み出すための各種セミナー、家族を対象にしたセミナー、パソコン基礎講座などを実施しています。

【利用できる方】 働くことに不安を抱える15歳から49歳までの方とその家族
【休 所 日】 日、祝日、年末年始(12/29～1/3)
【相談時間】 月～土 9：30～17：00
【開所時間】 月～土 9：00～17：00
【所 在 地】 高津区溝口 1-6-10 でのかわさき 3 階
【アクセス】 JR南武線武蔵溝ノ口駅
東急田園都市線溝ノ口駅 徒歩 5 分
【問 合 せ】 044-850-2517(月～土 10：00～17：00)

(4) 川崎市社会福祉協議会川崎市福祉人材バンク

様々な福祉の仕事の無料職業紹介事業、就職相談を行っています。

【利用できる方】 福祉関係の仕事を探している方
【休 所 日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)及び就職相談会開催日
【開所時間】 8：30～17：00
〈相談・登録受付時間〉
9：00～11：45 13：00～16：30
【所 在 地】 中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉センター 5 階
【アクセス】 JR南武線武蔵中原駅徒歩 1 分
【問 合 せ】 044-739-8726

(5) だいJOBセンター(川崎市生活自立・仕事相談センター) (再掲) P14参照

8 人権の侵害に関する支援を行うところ

(1) 川崎市人権オンブズパーソン

子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害の相談や救済の申立てを受ける川崎市の機関です。本人だけでなく、家族や友達なども相談できます。匿名での相談も可能です。

【相談受付日時】 月・水・金 13：00～19：00
土 9：00～15：00
【休所日】 祝日、年末年始(12/29～1/3)

子 ども

いじめや虐待、学校での友達関係の悩みなど、詳しくお話を聴き、問題解決に向けて助言や支援を行います。また、救済の申立てを受けたときには、お子様の思いに寄り添いながら、第三者としての立場で関係者や関係機関と調整などを行い、問題解決を目指します。

【子どもあんしんダイヤル】 0120-813-887(子ども専用・無料)
【大人の方用】 044-200-1460

男 女 平 等

DVやセクハラ、性差別などの相談・救済を行っています。
【男女平等の相談】 044-200-1461

9 外国人への支援を行うところ

以下の場所で、多言語による日常生活の困りごとの相談ができます。

(1) 多文化共生総合相談ワンストップセンター(川崎市国際交流センター)

相談言語	時間
英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、 ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語 インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語	9:00~17:00 (日曜日、年末年始、 施設点検日を除く)

【所在地】 中原区木月祇園町2-2
【アクセス】 東急東横線 元住吉駅
徒歩10分
【相談専門ダイヤル】 044-455-8811



(2) かわさき多文化共生プラザ(川崎市役所南庁舎)

相談言語	相談日	時間
英語、中国語、 フィリピン語	月・火・水・ 木・金	9:00~17:00 ※窓口は8:30~17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)
スペイン語	月・金	
ベトナム語	月・水	
ネパール語	木・金	

※相談したい言語の相談員がない日でも、通訳サービスを利用して相談できます。

【所在地】 川崎市東田町5-4
川崎市役所南庁舎2階
【アクセス】 JR川崎駅 徒歩約10分
京急川崎駅 徒歩約7分
【問合せ】 044-200-1520



(3) かながわ外国人すまいサポートセンター

外国人のすまいや生活について、多言語(英語や中国語、やさしい日本語など9言語)で相談できます。
曜日によって対応言語が変わりますので、電話で問い合わせてください。

【受付時間】 10:00~17:00
【休所日】 土日、祝日、年末年始
【所在地】 横浜市中区常盤町1-7
横浜YMC A 2階

【アクセス】 JR根岸線 関内駅 徒歩約5分
横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 徒歩3分
【問合せ】 045-228-1752
【HP】 <https://sumasen.com/>



(4) 川崎市ふれあい館

川崎市ふれあい館では、日本語の勉強のサポート、SNSを活用した多言語情報提供サービス、食糧支援、外国につながる子どもの学習サポートなどを行っています。

【開館時間】 9:30~21:00
日曜・休日は18:00まで
【所在地】 川崎市川崎区桜本1-5-6

【問合せ】 044-276-4800
【HP】 <https://www.seikyu-sha.com/fureai/>



10 DV被害に関する支援を行うところ

(1) 川崎市DV相談支援センター(電話相談)

配偶者等からの暴力(DV/ドメスティック・バイオレンス)の被害に関する相談、緊急時の安全を確保するための相談、問題解決に向けた情報や制度、相談機関等の紹介などを行っています。性別を問わず、相談を受け付けています。

【受付日時】 月~金9:30~16:30(祝日、年末年始を除く) 【問合せ】 044-200-0845



お金に関すること

1 ひとり親家庭になったら

手当・助成

児童手当	P20
児童扶養手当	P20
遺族基礎年金	P22
ひとり親家庭等医療費助成	P23
災害遺児等福祉手当	P24
ひとり親家庭等通勤交通費助成金	P24
ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金	P24
公正証書等作成費補助金	P25
養育費確保支援事業補助金	P25
ひとり親家庭大学等受験料支援補助金	P26

免除等

JR通勤定期券割引制度	P24
ひとり親控除・寡婦控除	P25
非課税貯蓄制度	P26

2 生活に困ったら

生活費等が足りない

貸付

母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	P26
生活資金貸付事業	P28

手当・助成制度とは異なり、やむを得ず一時的にまとまった金額が必要となる方等が利用できる貸付制度です。

免除等

国民年金保険料免除制度	P26
国民年金保険料納付猶予制度	P27
国民健康保険料の軽減・減免	P27

支払いや納付などに関する負担を軽減する又は免除する制度です。

手当・助成

生活保護	P28
------	-----

お子さんの学校生活の費用

子ども・子育てに関すること(P36～)をご覧ください。

住まいのこと

住まい・日々の生活に関すること(P56～)をご覧ください。

ひとり親家庭のライフステージに応じた主な支援制度

給 給付、補助減免 貸 貸付 免 減免

	就学前		小学生	中学生	高校生	大学等	
	0～2歳	3～6歳				20歳未満	20歳以上
お金に関すること							
	給 児童扶養手当(ひとり親家庭向け) P20						
	給 児童手当(高校生年代までの子がいる家庭向け) P20						
	給 通学定期代 P24						
	免 医療費 P23						
	給 養育費の取り決めに係る費用や支払いの確保のための費用 P25						
	貸 生活資金や引っ越し資金 P26						
					貸 学費 P46		
					給 授業料 P48		
					免 給 入学金・授業料 P51		

※教育費に関することはP46～55をご覧ください。

1 ひとり親家庭になったら

(1) 児童手当

高校生年代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給します。受給するためには申請が必要です。支給の開始は申請月の翌月分からです。なお、離婚などにより受給者が変更になる時も改めて申請が必要です。申請が遅れると、さかのぼっては支給されませんのでご注意ください。
公務員の方(独立行政法人等を除く)は勤務先からの支給になりますので勤務先にお問い合わせください。

【支給月】 年6回(4月・6月・8月・10月・12月・2月)
【申請・問合せ】 各区区民課住民記録第2係

児童手当月額		
	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	1万5千円	1万円
第3子以降	3万円	3万円

※「第3子以降」とは、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降のお子さんのことをいいます。

(2) 児童扶養手当

父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方)を監護している父母又は父母に代わって子どもを養育している方に支給します。ただし、所得制限があります。

【支給月】 年6回(5月・7月・9月・11月・1月・3月)
【申請・問合せ】 各区地域まもり支援センター児童家庭課

手 当 額

- 子ども1人のとき 月額48,050円(所得額に応じて48,040円～11,340円)
- 子ども2人以上のとき 児童1人増すごとに児童1人のときの月額に11,350円(所得額に応じて11,340円～5,680円)を加算

※()は手当の一部を受給できる方の手当額

利用できる方

日本国内に住所があって、次の支給要件に該当する子どもを監護している父、母又は父母に代わって子どもを養育している方が児童扶養手当を受けることができます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども

②父又は母が死亡した子ども

③父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある子ども

④父又は母の生死が明らかでない子ども

⑤父又は母から1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども

⑦父又は母が1年以上拘禁されている子ども

⑧母が婚姻しないで生まれた子ども

⑨父・母ともに不明である子ども(孤児など)

所得制限

請求者及び扶養義務者等の前年(1～9月までの請求は前々年)の所得が所得限度額以上ある場合、その年度は、児童扶養手当の一部又は全額が支給停止となります。

①所得額は次の計算式により計算します。

所得額

=

就労等による所得 + 養育費の80%

－

諸控除

養育費を受け取っている場合は、前年中に受け取った額の8割相当額を就労等による所得に加算します(父又は母に限る。)

②所得額と、以下の扶養親族等の数に応じた所得限度額一覧表を比較してください。

扶養親族等の数	所得制限限度額一覧表		
	請求者(父、母又は養育者)		配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	孤児等の養育者
0人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	1,070,000円未満	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,450,000円未満	2,840,000円未満	3,120,000円未満
扶養親族等が3人以上の場合、1人につき38万円を加算した額			

※扶養義務者とは、民法第877条第1項(「直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養をする義務がある」)に定められた方です。

※扶養親族等の数は、前年(1～9月までの請求は前々年)12月31日現在の税法上の扶養親族等の人数です。

●支給期間

請求のあった日の属する月の翌月から養育している子どもが18歳に達する日以後最初の3月31日まで
(政令で定める程度の障害がある場合は子どもの20歳の誕生日の前日まで)

●支給されないとき

- 子どもが
1. 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
2. 申請者でない父又は母と生計を同じくしているとき
(父又は母が障害による受給の場合を除く)
3. 父又は母の配偶者(事実上の配偶者を含む)に養育されているとき
4. 日本国内に住所を有しないとき
- 父又は母もしくは養育者が
5. 婚姻の届出はしなくても事実上の婚姻関係(同居や内縁関係など)があるとき(父又は母に限る。)
6. 日本国内に住所を有しないとき

児童扶養手当の現況届及び一部支給停止について

児童扶養手当の認定を受けた方は、毎年8月に現況届を各区児童家庭課に提出する必要があります。提出をしないと11月分以降の手当を受けることができなくなるので、注意しましょう。なお、所得制限により支給停止となっている方も、受給資格はありますので、現況届を提出する必要があります。
また、児童扶養手当の受給から5年等を経過したときは、手当額の一部支給停止の対象となります。ただし、必要な手続きを行うことで、従来どおりの支給となる場合があります。対象となる方には事前にお知らせをお送りしますので、必ずお読みになって必要な手続きを行ってください。

(3) 遺族基礎年金

国民年金加入中の方又は老齢基礎年金を受ける資格期間(原則として25年)を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給されます。子は18歳に達する日以降の最初の3月31日までであること(国民年金法の障害等級表1級・2級の障害のある子の場合は20歳未満であること)かつ、婚姻していないことが条件です。

支給要件

次のいずれかに該当する方が死亡したとき、子のある配偶者又は子に支給します。

- ①国民年金の被保険者
- ③老齢基礎年金の受給権者
- ②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である方
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方

※①、②の場合、納付要件があります。

※③、④は保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が25年以上ある方に限ります。

【申請・問合せ】 各区保険年金課国民年金担当

遺族基礎年金支給年額(令和8年度) ※年金額は毎年度改定されます。			
子のある配偶者 昭和31年4月2日以降生まれの方※		子のみ 子が2人以上いる場合の1人あたりに支給される金額は、 子の人数で等分した金額になります。	
子1人	1,091,100円	1人	847,300円
子2人	1,334,900円	2人	1,091,100円
子3人以上	子2人の時の額に1人につき81,300円を加算	3人以上	2人の時の額に1人につき81,300円を加算

※昭和31年4月1日以前生まれの方は、子1人：1,088,700円、子2人：1,332,500円、子3人以上：子2人の時の額に1人につき81,300円を加算

遺族厚生年金とは

厚生年金に加入中の方または加入していた方が亡くなった時、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもなどの遺族に対し支給されます。

※支給要件や保険料の納付要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【支給額】 加入していた方の平均標準報酬月額、平均標準報酬額や厚生年金の加入月数によって異なります。

【申請・問合せ】 川崎・幸区：川崎年金事務所 044-233-0181
中原・高津・宮前・多摩・麻生区：高津年金事務所 044-888-0111



(4) ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(中程度以上の障害のある方、高等学校等に在学中の方は20歳未満まで)を養育するひとり親家庭、養育者家庭の方に、保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額等を除く。)を助成します。ただし、所得制限があります。

利用できる方

川崎市に住所があり、何らかの健康保険に加入している次の方

- ①ひとり親家庭の父又は母と養育されている子ども
- ②父母のいない子ども又は父母が監護しない子どもを養育している養育者と子ども

※「養育者」とは子どもと同居し、主としてその生計を維持している方です。

この制度で「ひとり親家庭」とは次のいずれかの状態にある子どもを養育している家庭をいいます。

- ①父又は母が死亡した子ども
- ②父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ③父母が婚姻を解消した子ども
- ⑦父又は母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ③父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある子ども
- ⑧母が婚姻しないで生まれた子ども
- ④父又は母の生死が明らかでない子ども
- ⑨父・母ともに不明である子ども(孤児など)
- ⑤父又は母から1年以上遺棄されている子ども
- ※子どもを父又は母の配偶者(事実上の婚姻関係がある方を含む。)が養育している場合は除きます。

所得制限

父、母又は養育者、配偶者、扶養義務者についての所得制限		
扶養人数	所得限度額	収入額の目安
0人	2,440,000円	3,725,000円
1人	2,820,000円	4,200,000円
2人	3,200,000円	4,675,000円

なお、児童扶養手当において審査対象の所得に含まれる養育費については、医療費助成では審査対象の所得となりませんので、児童扶養手当の支給が停止されている場合でも、養育費部分を除いた所得が限度額未満である場合は、医療費の助成を受けられます。

また、所得が限度額未満であるものの、公的年金等の受給額が児童扶養手当支給額を上回っていることにより支給が停止されている場合も、医療費の助成を受けられます。

【申請・問合せ】 各区保険年金課後期・介護・医療費助成担当

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2695



（５）災害遺児等福祉手当

「災害」により18歳未満の子どもと同一生計を営む父又は母等が死亡、又は重度の障害（身体障害者１級又は２級の方）を有することになった場合、その子どもを扶養している保護者の方に手当を支給する制度です

手 当 額

子ども１人につき 月額3,000円(申請月分から支給)

【支給月】 年２回(９月・３月)

【申 請】 各区区民課住民記録第２係

※福祉手当を受けられている方の子どもが小・中学校入学及び中学校を卒業した場合等に、祝品金を贈呈する制度があります。福祉手当受給者台帳に基づき贈呈します。

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2674

（６）ＪＲ通勤定期券割引制度

生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯について、ＪＲ通勤定期代が３割引になります。制度を利用する方は事前に各窓口で申請の上、証明書を受け取ってください。

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、
各区地域みまもり支援センター保護課

（７）ひとり親家庭等通勤交通費助成金

児童扶養手当受給世帯またはひとり親家庭等医療費助成対象世帯の親の就労による自立に向けて、就労先から通勤手当の支給がない、又は一部のみ支給されている場合に、通勤交通費を助成し就労によるステップアップを支援する制度です。生活保護を受けている世帯は対象になりません。

助 成 金 額

月額10,000円を上限として、次のとおり助成します。
(助成対象月：令和８年３月分までは月額9,000円上限)

定期券購入の場合：６か月通勤定期代を基準とし、必要最小限度の金額を算出し助成します。

現金(IC含む)の場合：IC料金等最も安価な料金により助成します。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2709

（８）ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金

親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、児童扶養手当受給世帯またはひとり親家庭等医療費助成対象世帯の高校生等の通学に係る費用を助成する制度です。生活保護を受けている世帯は対象になりません。

助 成 金 額

最も経済的な経路及び方法による６か月通学定期券代を基準とし、必要最小限度の金額を助成します。通信制高校等で通学定期券を購入できない場合や経済的事情等で６か月定期券の購入が難しい場合などはお問合せください。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2674

（９）公正証書等作成費補助金

養育費の取り決め内容を記した公正証書等（調停調書やADRにおいて成立した和解合意に係る文書など債務名義となる文書）の作成に要する費用を上限５万円まで補助します。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672

（10）養育費確保支援事業補助金

ひとり親家庭の方が養育費の立替払いを行う保証会社と養育費保証契約を締結した場合に要した費用、養育費が不払いとなった場合に民事執行手続きを行った際に要する費用や、養育費の回収等を弁護士に依頼し、養育費受取りのために要した費用を上限額８万円まで補助する事業です。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672

（11）ひとり親控除・寡婦控除

ひとり親控除を利用できる方

現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方のうち、合計所得金額が500万円以下で次のいずれにも該当する方

- ①生計を一にする子(前年の総所得金額等が58万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない方)を有する
- ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない
- ③前年の12月31日時点でひとり親に該当する方

寡婦控除を利用できる方

いわゆる「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、前年の12月31日時点で次のいずれかに該当する方

- ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族を有する
- ②夫と死別した後婚姻をしていない、または夫の生死が明らかでない

控除額					
対象	住民税	所得税	対象	住民税	所得税
ひとり親	300,000円	350,000円	寡婦	260,000円	270,000円

※その年の１月１日現在、ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方は住民税が非課税となります。

【問合せ】

住民税	川崎・幸区	かわさき市税事務所市民税課市民税係	044-200-3882
	中原区	こすぎ市税分室市民税担当	044-744-3231
	高津・宮前区	みぞのくち市税事務所市民税課市民税係	044-820-6560
	多摩・麻生区	しんゆり市税事務所市民税課市民税係	044-543-8958
所得税	川崎・幸区	川崎南税務署	044-222-7531
	中原・高津・宮前区	川崎北税務署	044-852-3221
	多摩・麻生区	川崎西税務署	044-965-4911

(12) 非課税貯蓄制度

児童扶養手当受給者の貯蓄が少額である場合、非課税貯蓄申告書と非課税貯蓄申込書を提出し、一定の確認書類を提示することを要件に非課税になります。

【非課税になる範囲】 1人につき元本350万円まで

【申請・問合せ】 各金融機関

(13) ひとり親家庭大学等受験料支援補助金

経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、大学等を受験する際の受験料の一部を補助することにより、ひとり親家庭等のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しする制度です。

【補助額】 上限額：児童1人あたり53,000円

【申請受付期間】 当該年度の11月1日から3月15日まで(郵送の場合は必着)

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672



2 生活に困ったら

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等の親やその子どもなどを対象として、就労のための資格取得に伴う費用、引越し費用、医療介護中など一時的な生活困窮の場合に生活を安定させるための費用などを貸し付けます。

※資金により、貸付条件がありますので、審査により貸し付け出来ない場合があります。申請にあたっては、第三者の連帯保証人を設定してください。なお、やむなく家庭の事情により連帯保証人を設定出来ない場合はご相談ください。

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課
お住まいの区の児童家庭課にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。

(2) 国民年金保険料免除制度

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請し、承認されると、保険料の納付が免除される制度です。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。免除期間は、各種基礎年金の受給資格期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ将来受け取る年金額が少なくなります。なお、10年以内であれば後から保険料を納めることができます(追納)。ただし3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算金がつきます。

利用できる方

- ①国民年金第1号被保険者
- ②申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの申請する年度の前年所得などが一定基準以下である方や失業した方など

【申請・問合せ】 各区保険年金課国民年金担当

(3) 国民年金保険料納付猶予制度

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請し、承認されると、保険料の納付が「猶予」される制度です。猶予期間は、各種基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されず、将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、10年以内であれば後から保険料を納めることができます(追納)。ただし3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算金がつきます。

利用できる方

- ①50歳未満の国民年金第1号被保険者
- ②申請者本人、配偶者それぞれの申請する年度の前年所得などが一定基準以下である方や失業した方など

【申請・問合せ】 各区保険年金課国民年金担当

(4) 国民健康保険料の軽減・減免

ア：非自発的失業者に対する軽減措置 倒産、解雇、雇止めなどを理由とした離職をされた方の保険料を減額する制度があります。軽減の適用を受けるには届出が必要です。

要件

令和8年度の保険料については、令和7年3月31日以降に退職された方で、雇用保険制度において特定受給資格者又は特定理由離職者として求職者給付を受ける方が対象です。(雇用保険”特例”受給資格者証等、雇用保険“高年齢”受給資格者証等をお持ちの方は対象なりません。)

イ：出産被保険者に対する軽減措置

出産する国保加入者の産前産後期間に相当する保険料を減額する制度があります。軽減の適用を受けるには届出が必要です。

要件

妊娠85日(4か月)以降の出産(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む。)が対象です。

ウ：減免制度

次の理由で保険料の納付が困難で、一定の基準に該当した世帯の保険料を、申請により減額又は免除する制度があります。

要件

- ①居住する家屋又は事業所などが、災害により著しく損害を受けた場合
 - ②長期にわたる病気、けがなどの理由により生活が困窮した場合
 - ③退職、事業の休廃止等により収入(事業収入、不動産収入、給与収入、年金収入)が著しく減少し、かつ活用すべき資産が一定の額以下の場合
 - ④刑事施設、少年院などに拘禁又は収容された場合
- ※減免の申請は、保険料の納期限内に行ってください。
なお、納付済の保険料については、減免が適用されません(①、④を除く。)

【申請】 各区保険年金課国民健康保険担当
【問合せ】 川崎市保険コールセンター044-200-0783



(5) 生活保護

生活保護は、国が、憲法第25条の理念に基づいて、生活に困っている方々に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な援助をすることを目的とした制度です。また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター保護課

(6) 生活資金貸付事業

市内の低所得世帯が不測の出費によって生計維持が困難となったとき、これを援助するための資金を無利子で貸し付けます。

対 象 者

低所得者であり、次の要件を備えているもの

- ①本市に居住しているもの
- ②世帯の生計を維持する中心となるもの
- ③貸付金の償還が確実に認められるもの
- ④他から融資を受けることができないもの

貸付限度額

貸付金額は、1世帯30,000円以内です。

ただし、特に必要があると認めるときは、50,000円まで増額することができます。

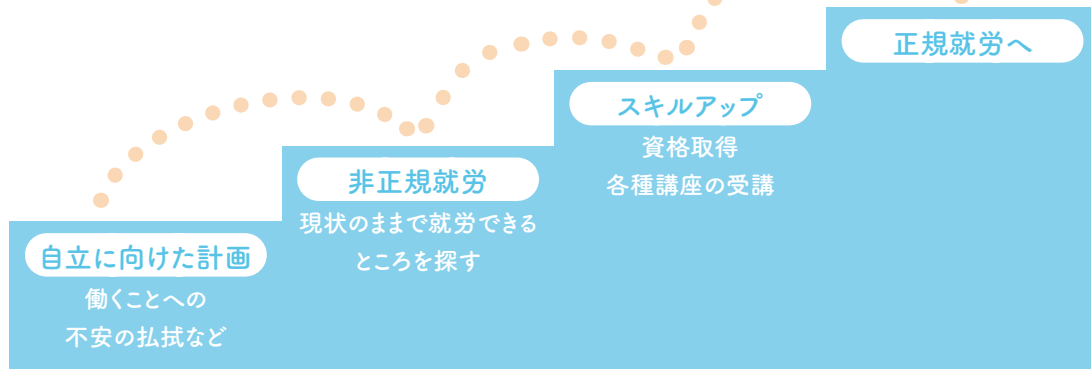
償 還 方 法

貸付日の翌月から2か月すえ置き、貸付金額が30,000円以内の場合は15か月、30,000円を超える場合は25か月の均等償還となります(繰り上げ償還も可能です)。

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター保護課

仕事に関すること

正規就労に向けた
ステップアップのイメージ



すぐに就労先を見つけない

ハローワーク P16
キャリアサポートかわさき P17
川崎市社会福祉協議会
福祉人材バンク P17

今は働いているが、 より良い仕事に転職したい

就労に向けてどうしたら いいかわからない

相談したい、 自立に向けた計画を作りたい

母子・父子福祉センターサン・ライヴ P30
川崎市男女共同参画センター(すくらむ21) P14
だいJOBセンター
(川崎市生活自立・仕事相談センター) P14
ハローワーク P16
福祉から就労・自立サポート窓口 P16
キャリアサポートかわさき P17
コネクションズかわさき
(かわさき若者サポートステーション) P17
川崎市社会福祉協議会福祉人材バンク P17
日本シングルマザー支援協会 P34

資格取得

中卒 高校中退

高等学校卒業程度
認定試験
合格支援事業
P31

各種講座の受講

母子・父子福祉センター
サン・ライヴ P30
川崎市男女共同参画
センター(すくらむ21) P14
キャリアサポートかわさき P17
コネクションズかわさき
(かわさき若者サポートステーション) P17

時間をかけて高度なスキルを身に付けたい

比較的短期間でスキルを身に付けたい

自立支援教育訓練給付金事業 P31
求職者支援制度 P32

手に職をつけたい

横浜市中中央職業訓練校 P32
県立東部総合職業技術校 P33
県立西部総合職業技術校 P33
県立東部総合職業技術校二俣川支所 P33

給付金や貸付を受けながら 資格取得したい

高等職業訓練促進給付金等事業 P31
高等職業訓練促進資金貸付事業 P31

1 就労にかかわる機関

- | | |
|------------------------------------|------------|
| (1) ハローワーク | (再掲) P16参照 |
| (2) キャリアサポートかわさき | (再掲) P17参照 |
| (3) コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション) | (再掲) P17参照 |
| (4) 川崎市社会福祉協議会福祉人材バンク | (再掲) P17参照 |
| (5) だいJOBセンター (川崎市生活自立・仕事相談センター) | (再掲) P14参照 |
| (6) 川崎市男女共同参画センター (すくらむ21) | (再掲) P14参照 |



今の収入で、この先もやっていけるかしら??
資格を取りたいけど、どうしたらいいかわからない・・・



(7) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(母子・父子福祉センターサン・ライブ事業)

ひとり親家庭の親や寡婦の方に対し、自立した生活を送るための就業支援を行っています。一部、離婚前の方も対象になる事業もありますので、母子・父子福祉センターサン・ライブへお問合せください。

- 【開所時間】 9:00～17:00(水・金 9:00～21:00)
 【休 所 日】 月曜日、第2・4日曜日、祝日、年末年始、月曜日が祝日の場合の翌日
 【所 在 地】 中原区今井上町1-34 和田ビル2階
 【アクセス】 JR・東急東横線 武蔵小杉駅 徒歩10分 ※駐車場がないので、公共交通機関をご利用ください。
 【問 合 せ】 044-733-1166
 【H P】 <https://kawasaki-boshicenter.com/>

●母子・父子自立支援プログラムの策定／各種給付金の受付

これまでの職歴や家庭状況、個々の希望を伺い、今後のキャリアプランや技能、資格取得のプランの具体化を行います。活用できる制度や給付金の紹介をしながら、生活の自立へ向けたプログラムを策定します。^{*}

(※右頁(1)自立支援教育訓練給付金事業～(4)高等職業訓練促進資金貸付事業(事業実施主体：川崎市社会福祉協議会))

●就業相談

安定した仕事に就いていただけるよう、相談をお受けして、一緒に課題の整理を行います。必要に応じて、講座やセミナー、利用できる制度等のご紹介をしております。

●就業支援講習会

パソコン講座や資格取得のための対策講座、今後のキャリアプランを考えるためのセミナーなどを実施しております。受講に当たっては、無料の保育も実施しています。

- 【費 用】 無料(教材費自己負担)
 【保育の対象】 小学校2年生まで(無料・要予約)

●無料職業紹介

就職・転職を希望の方は、求職登録をしてください。求職登録は電話予約の上、面談をさせていただきます。



詳しい講習会情報はサン・ライブのホームページに掲載しています。

2 資格取得支援

これらの事業を利用するためには、母子・父子自立支援プログラムの策定が必要です。詳細については、母子・父子福祉センターサン・ライブへお問合せください。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が、厚生労働省が指定した教育訓練の指定講座を受講し、仕事に就くために必要な技能や資格を取得する際に、受講料等の一部を支給します。

- 【利用できる方】 市内在住の20歳未満の子を養育するひとり親家庭の親
 ※指定講座受講中に子が20歳を超えてしまった場合も、引き続き同じ講座を受講している場合は利用できます
 その他、条件についてはお問合せください。
 ※講座の開始前に対象講座の指定申請を行う必要があります。
- 【支 給 額】 受講料等費用の6割相当額
 受講する講座や条件により、上限額や支給額が異なります。
 ※雇用保険制度による教育訓練給付金の受給資格がある方は、雇用保険制度の利用が必須となりますので、お近くのハローワークにも併せてご相談ください。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、生活の負担軽減のため、訓練促進給付金を支給します。

- 【利用できる方】 市内在住の20歳未満の子を養育するひとり親家庭の親
 所得が児童扶養手当支給水準の方(利用中に所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り対象)
 その他、条件や対象資格についてはお問合せください。
- 【支 給 額】 訓練促進給付金 月額70,500円～
 修了支援給付金 25,000円～
 ※支給額は条件により異なります。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

中卒者、高校中退者等のひとり親家庭の親又はその家庭の子どもに対し、より良い条件での就職や転職に向けた学び直しを支援するため、給付金を支給します。

- 【利用できる方】 市内在住の20歳未満の子を養育するひとり親家庭の親
 及びその20歳未満の子ども
 その他、条件についてはお問合せください。
 ※講座の開始前に対象講座の指定申請を行う必要があります。
- 【支 給 額】 受講開始時給付金、受講修了時給付金、合格時給付金の条件を満たしたタイミングでそれぞれ申請を行う必要があります。全て申請すると、最大で支払った受講料等の6割相当額の支給を受けることができます。(上限額あり)

(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業 (事業実施主体：川崎市社会福祉協議会)

母子・父子福祉センターサン・ライブにて受付を行います。詳細については、サン・ライブへお問合せください。

ア：訓練促進資金

高等職業訓練促進給付金等事業を利用している方に対し、入学準備金(500,000円以内)及び就職準備金(200,000円以内)の貸付けを行います。修了後1年以内に資格を取得し、取得した資格が必要な業務に5年以上従事した場合には返還が免除されます。

イ：住宅支援資金

(1)～(3)の事業を利用している方、その他必要であると認められる方に対し、最長12か月間の家賃(上限7万円/月)を貸し付けます。修了後1年以内に資格を取得し、取得した資格が必要な業務に1年以上従事した場合には返還が免除されます。

（５）求職者支援制度

再就職、転職、スキルアップを目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

利用 できる 方

- ①ハローワークに求職の申込みをしている方
- ②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でない方
- ③労働の意思と能力がある方
- ④職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めた方

その他支給要件

- ①本人収入が月 8 万円以下
- ②世帯全体の収入が月30万円以下
- ③世帯全体の金融資産が300万円以下
- ④現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑤訓練実施日全てに出席する（やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合（育児・介護を行う方や求職者支援訓練の基礎コースを受講する方については証明できない場合も含める）であっても 8 割以上出席する。）
- ⑥世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- ⑦過去 3 年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない
- ⑧過去 6 年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない
- ※①又は②を満たさない場合であっても、本人収入が月12万円以下かつ世帯収入が月34万円以下で③～⑧を満たす場合は、訓練施設への交通費(通所手当)を受給することが可能です。

手当の種類	職業訓練受講手当	通所手当	寄宿手当
支給額	月額100,000円	職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額 ※上限額あり	月額10,700円 ※支給要件あり

【問合せ】 お住まいの地域を所管するハローワーク（P16参照）

（６）職業能力開発施設

ア：横浜市中心職業訓練校

技能・技術や知識を習得し、就職しようとする意欲のある方で20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の父母を対象に、入学優先枠を設けた職業訓練を実施しています。受講料は無料です（別途教材費あり。）。

注1）IT・Webプログラミング科の令和8年度の実施については未定です。

注2）その他、最新の情報については、横浜市中心職業訓練校のホームページをご覧ください。

訓練科目及び訓練期間						
パソコン実務科	OA経理科（初級）	医療・調剤・介護事務科	OA経理科（中級）	IT・Webプログラミング科	IT・デジタル技術活用科	機械CAD科
3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	6 か月

- 【開所時間】 8：45～17：00
- 【休 所 日】 土日、祝休日、年末年始(12/29～1／3)
- 【所 在 地】 横浜市中区万代町 2 - 4 - 7
横浜市技能文化会館 3 階
- 【アクセス】 J R 根岸線関内駅南口徒歩 5 分
横浜市営地下鉄ブルーライン
伊勢佐木長者町出口 2 徒歩 3 分

【問合せ】 横浜市中心職業訓練校 045-664-6825

イ：県立東部総合職業技術校・西部総合職業技術校

新たに仕事に就きたい方や再就職を目指す方が、職業に必要な知識・技術・技能を習得する施設です。工業技術・建築技術・社会サービスの3分野31コースで、6か月～2年間の職業訓練を行っています。授業料無料のコースがあるほか、一定の条件を満たす方には手当が支給され、ひとり親家庭優先枠も設けています（テキスト代等は自己負担）。入学を希望する方は、各技術校又は住所地を管轄するハローワークにご相談ください。

- 【開所時間】 8：30～17：15
- 【休 所 日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1／3)

【所在地・アクセス・問合せ】

東部校…横浜市鶴見区寛政町28-2（JR鶴見線安善駅徒歩1分） 045-504-2810
西部校…秦野市桜町 2 - 1 - 3（小田急線秦野駅徒歩15分） 0463-80-3002

ウ：県立東部総合職業技術校二俣川支所

県が民間教育訓練機関等に委託して、求職中の方が再就職に必要な知識・技術・技能を習得できるよう、公共職業訓練を実施しています。

一定の条件を満たす方には手当が支給され、ひとり親家庭優先枠があるほか、託児サービス付きのコースも設置しています。受講料 原則無料（テキスト代等は自己負担）

【問合せ】 県立東部総合職業技術校二俣川支所 045-363-1992
お住まいの地域を管轄するハローワーク（P16参照）

※県立東部総合職業技術校二俣川支所は訓練の委託元であり、実際の訓練は行っていません（県内各地の専門学校等で実施しています。）。



（一社）日本シングルマザー支援協会の取組

シングルマザーが、人生を取り戻す場所。

「子どもに我慢ばかりさせたくない」「笑顔で子どもと暮らしたい」——そう願うひとり親のために、私たちは13年間活動を続けてきました。当協会は、ひとり親の**経済的・精神的な自立**を支援する専門機関です。離婚を考え始めた方から、離婚後に新しい生活を立て直したい方まで、お一人おひとりに合わせた支援をご提案します。

ワタシのミライ相談とは

ちょっとした事が起きたら
悩みになる前に
ワタシのミライ相談

こんなお悩み、ありませんか？

- ✓ **離婚を考えているけれど**
本当にやっていけるか不安
- ✓ **離婚後の仕事や収入が**
安定しなくて困っている
- ✓ **誰に何を相談すればいいか**
わからない

一人で抱え込まなくて大丈夫です。私たちが、あなたと子どもたちの未来を一緒に考えます。

01 ワタシのミライ相談(無料)― まず話してみる、から始まります

「**ワタシのミライ相談**」は、当協会の無料相談サービスです。担当するのは、自らもひとり親を経験し、専門の養成プログラムを修了した「**ひとり親コンシェルジュ®**」。同じ経験をしてきたからこそ、安心して話せる相手です。

ひとり親とこどもの未来を創るワタシのミライ相談

離 婚 前 相 談	「離婚したい」「離婚したくない」どちらの選択でも、お金・住まい・子どものことを一緒に整理します。
養 育 費 の 確 保	子どもの権利である養育費。受け取り続けるための手続きと、養育費保証制度をご案内します。
メンタルヘルス	不安や孤独を一人で抱えない。専門家による弁護士相談(オンライン)もご利用いただけます。
家計・お金の計画	将来の教育費、ご自身の老後まで見据えた家計管理を、お金のプロと一緒に考えます。
子どもとの関係づくり	ひとり親だからこそ大切にしたい親子のコミュニケーション。専用講座もご用意しています。

02 MES就職プログラム ― 経済的自立への、確かな一歩

「ひとり親の悩みの多くは、お金の不安につながっている」——13年間、約13,000名の声を聴き続けてきた私たちの実感です。生活を安定させるには、何よりも「**稼ぐ力**」を身につけること。当協会は**有料職業紹介免許**(許可番号：**14-ユ-301710**)を保有する人材紹介の専門機関として、ひとり親に特化した就職支援「**MES(ミーズ) 就職プログラム**」を運営しています。

経済的自立を実現する、4つの支援



就 職 ・ 転 職 支 援

キャリアプラン設計から、お仕事選び、書類作成、面接対策まで、ひとり親専門の支援員が一貫してサポートします。

就 職 後 の 定 着 支 援

就職して終わりではありません。約1年間、職場と生活の両面から伴走し、長く安心して働ける環境づくりをお手伝いします。

ス キ ル ア ッ プ 講 座

ビジネスマナー、ITスキル、コミュニケーションなど、働き続けるために必要な学びの場を継続的にご提供します(一部有料)。

将 来 の お 金 の 設 計

働いて得た収入を、教育費・ご自身の老後資金へ。経済的自立を生涯にわたって支える家計設計をお手伝いします。

♡ ママベストパートナー企業へのご紹介

子育てしながら働くことに理解のある企業を「ママベストパートナー企業」として協会が認定しています。お子さんの急な発熱、学校行事への参加ーそんな日常の「困った」を理解してくれる職場で、無理なく長く働けます。

まずは、お気軽にご相談ください

一般社団法人 日本シングルマザー支援協会

〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-12-10 千菊ビル301

電話：045-534-8849(平日 9:00～17:00)

メール：info@mother-support.org

ホームページ：https://シングルマザー協会.com

※ 川崎市にお住まいの方も、神奈川県横浜市の本部、または電話・オンラインでご相談いただけます。



子ども・子育てに関すること

1 子育て・保育・居場所

日常的		一時的	
●就学前		●就学前	
幼児教育・保育の無償化	P37	病児・病後児保育施設	P40
保育所等	P37	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	P41
川崎認定保育園等保育料補助	P38	一時保育	P41
幼稚園	P39	すくすくひろば(地域子育て支援センター)事業	P41
幼稚園類似施設利用料等補助金	P39	ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)	P42
●小学生		ふれあい子育てサポート事業	P42
わくわくプラザ	P39	日曜日保育	P43
子育て支援・わくわくプラザ事業	P39	子育て支援サービス(シルバー人材センター)	P43
こども文化センター	P40	子育て短期支援事業(ショートステイ・デイスティ)	P43
ひとり親家庭等学習支援・居場所づくり事業	P40		

2 育児の悩み相談やサポート

●相談		●サポート	
母子・父子福祉センターサン・ライヴ	P12	ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)	P42
すくすくひろば(地域子育て支援センター)事業	P41	ふれあい子育てサポート事業	P42
児童相談所	P15	日曜日保育	P43
児童家庭支援センター	P15	子育て支援サービス(シルバー人材センター)	P43
不登校児童生徒支援	P45	子育て短期支援事業(ショートステイ・デイスティ)	P43
各種相談窓口	P60	栄養食品支給	P44
		産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業	P44
		産後ケア事業	P45

3 子どもの就学等に関すること

小学校・中学校	
●給付	
就学援助	P46
神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金	P50

高校・大学	
奨学金等一覧をご覧ください。	P54

その他	
●給付	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	P31
奨学金等一覧	P54
●貸付	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(修業資金等)	P53

1 子育て・保育・居場所

(1) 幼児教育・保育の無償化

子育てに関わる経済的負担を軽減するため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されました。施設等利用給付制度の詳細や手続き方法等については、市ホームページを御覧になるか、または、幼保無償化事務センターへお問合せください。

施設・事業の種別	対象者	子ども・子育て支援給付	利用料の無償化対象(上限額)※1
保育所等 ●認可保育所・公立保育所 ●認定こども園(保育所部分) ●地域型保育事業	0～2歳児 (非課税世帯のみ)	教育・保育給付3号認定	全額
	3～5歳児	教育・保育給付2号認定	
認可外保育施設 ●川崎認定保育園 ●企業主導型保育事業 ●地域保育園	0～2歳児 (非課税世帯のみ)	施設等利用給付3号認定を受けている場合	月額42,000円まで
	3～5歳児	施設等利用給付2号認定を受けている場合	月額37,000円まで
その他の保育事業 ●一時保育事業 ●年度限定型保育事業(※2) ●病児・病後児保育事業 ●ふれあい子育てサポート事業	0～2歳児 (非課税世帯のみ)	教育・保育給付3号認定又は施設等利用給付3号認定を受けている場合	月額42,000円まで
	3～5歳児	教育・保育給付2号認定又は施設等利用給付2号認定を受けている場合	月額37,000円まで
施設型給付幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	満3歳(※3)～5歳児	教育・保育給付1号認定	全額
幼稚園・認定こども園の預かり保育		施設等利用給付2号認定	月額11,300円又は月額16,300円(※4)まで
従来制度(私学助成)の私立幼稚園		施設等利用給付1号認定	月額25,700円まで
幼稚園の預かり保育		施設等利用給付2号認定	月額11,300円又は月額16,300円(※4)まで

※1 令和8年10月から上限額が変更となります。
42,000円→45,700円 37,000円→40,300円 11,300円→12,300円 16,300円→17,700円 25,700円→28,000円
※2 年度限定型保育事業は、保育所等の利用調整の結果入所保留となった1・2歳児を期間限定(1年間)でお預かりする事業で、非課税世帯の利用料は無料となります。
※3 満3歳とは、通常の幼児教育と同じ日数・時間数のクラスに在園している児童のうち「3歳に到達した日から直後の3月31日までの期間」の児童をいいます。
※4 非課税世帯の満3歳の預かり保育は、上記※3の期間のみ給付の上限額が異なります。

【問合せ】 幼保無償化事務センター 044-246-2025(平日10:00～19:00)

川崎市幼児教育・保育無償化検索

検索

(2) 保育所等

保護者が仕事などのために日中家庭で保育できない小学校就学前の子どもを、保護者に代わって保育する施設です。保育所等の開所日・開所時間は通常、月～土の延長保育時間を含め7:00～19:00又は20:00までですが、保護者が日曜・祝日にも仕事をしている場合に利用できる休日保育や、それよりも遅い時間帯に仕事をしている場合に利用できる夜間保育を行っている施設もあります。入所にあたっては、各区児童家庭課にて事前相談・申請を受付けています。また、詳細は市ホームページ又は各区児童家庭課で配布している「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」をご確認ください。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課

川崎市保育所等の申込み手続き検索

検索



保育所等の保育料における経済的負担の軽減について

川崎市では、保育所等の保育料について経済的負担の軽減を次のとおり図っています。

①ひとり親世帯等(※)への対応

市民税所得割相当額が77,100円以下の場合、保育料が無料となります。

※ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属するものが以下に該当する世帯をいいます。

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 療育手帳制度実施要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)
- 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る)

②多子世帯への対応

保育料のきょうだい減免について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料としています。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課

保育所等の入所等に係るひとり親世帯の優遇について

保育所等に入所する際に、申請者数が各施設の受入れ可能な人数を超えた場合には、利用調整が行われます。利用調整とは、市が定める利用調整基準に基づきランクや指数等を設定し、ランク・指数等が高いお子さんから内定とするものですが、ひとり親世帯等の場合には加点項目などの優先的な取扱いを設け、入所しやすい環境整備を行っています。

また、保育所等の保育料についても、所得が少ないなどの一定基準を満たした場合に無料になる制度があります。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課

(3) 川崎認定保育園等保育料補助

開所日時や有資格者数、施設・設備等について市が定めた一定基準を満たし、市が独自に認定した川崎認定保育園に通園している子どもの保育料を補助します。

利用できる方

川崎市内在住で、児童が川崎認定保育園に通園しており、保護者が月64時間以上就労し、保育料を滞納していないなど、一定の要件を満たす児童の保護者の方

申請方法

年に1度、通われている園から申請書類をお配りしますので、必要事項を記入の上、園が指定する提出方法に沿って申請をお願いいたします。

補助月額上限		
市民税所得割相当額	0～2歳児補助額	3歳以上児補助額
321,700円未満の世帯	20,000円	5,000円
321,700円以上の世帯	10,000円	5,000円

※平成30年度から指定都市において税率が変更となりましたが、本補助金においては旧税率に換算のうえ、補助額を算定いたします。

※川崎認定保育園等保育料補助とは別に多子軽減制度として、第2子以降の場合で一定の要件を満たす方は、月額保育料から最大16,000円が軽減される制度もあります。

【問合せ】 幼保無償化事務センター 044-246-2025(平日10:00～19:00)

(4) 幼稚園

義務教育とその後の教育の基礎を培うものとして、3歳以上の幼児を保育し心身の発達を助長することを目的とした学校教育施設です。

【問合せ】 (公社)川崎市幼稚園協会 044-711-8383又は各幼稚園

(5) 幼稚園類似施設利用料等補助金

幼稚園類似施設(無認可幼児教育施設等)に通園している子どもの利用料等を補助します。

※認可幼稚園や保育所は対象になりません。対象となる施設については、お問い合わせください。

※原則、既に幼児教育・保育の無償化の給付を受けている場合は、対象外となります。

利用できる方

市内在住で幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、市の基準に該当する幼稚園類似施設に通園している3歳、4歳、5歳児の保護者の方

補助額

※所得制限はありません

幼児1人につき月額上限20,000円

(利用する施設等の過去3か年の平均月額利用料が20,000円を下回る場合は、当該平均月額利用料)

【申請方法】 原則、通園している施設を通して申請してください。必要な書類は、別途施設を通じてお知らせします。

【問合せ】 こども未来局幼児教育担当 044-200-3179

(6) わくわくプラザ

すべての小学生を対象に、学校施設を活用して、児童の遊びや様々な活動支援を行っています。

利用料

無料(任意加入の保険料、行事への参加費、おやつ代は実費)

【開設時間】 月～金…放課後～18:00

(学校が休みの日)

土曜日…8:30～18:00 平日…8:00～18:00

【休室日】 日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【申込方法】 各小学校のわくわくプラザ室にて受付

(7) 子育て支援・わくわくプラザ事業

わくわくプラザを利用中の児童の保護者が、就労等によって18:00までのお迎えが難しい場合、19:00までの児童の居場所と安全を確保する事業です。※保護者のお迎えを原則とします。

利用料

月額 2,500円

申込方法

事前の申込みが必要となります。

【場所】 各わくわくプラザ

【開設時間】 月～金18:00～19:00

（８）こども文化センター

児童の健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的として、遊びや集団活動を通し、子どもの健全育成を図る施設です。集会室、図書室、遊戯室、学習室などがあります。

利用できる方

18歳未満までの児童、児童福祉関係者及び市民活動団体等

【開館時間】 9：30～21：00(日・祝日9：30～18：00)※保護者の同伴のない小学生以下の利用は18：00までです。

【休 館 日】 年末年始(12/29～1/3)

【場 所】 市ホームページをご覧ください。

（９）ひとり親家庭等学習支援・居場所づくり事業

ひとり親家庭の小学3年生～中学3年生を対象に、安心して過ごせる居場所を提供し、学習習慣の定着から高校受験に向けた対策までの個別型の学習サポート・模試受験料の補助等を行っています。

利用できる方

川崎市内に居住するひとり親家庭等の小学生(3～6年生)及び中学生

【実施時間】 小学生17：00～18：00、中学生18：30～20：30 ※実施場所により時間が異なる場合があります。

【実施場所】 市内17か所で実施しています(市ホームページをご覧ください。)

【申込方法】 市ホームページからオンラインで申込できます。(見学の申込も可能です。)

【問 合 せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672
※生活保護を受給されている方は、担当のケースワーカーにお問合せください。

（10）病児・病後児保育施設

子どもが病気や病気の治りかけで、保育所や小学校に通うことができない時に、保護者に代わって一時的にお預かりする施設です。利用には、施設への事前登録が必要です。

利用できる方

川崎市(及び本市と相互協定を締結している横浜市及び町田市)に在住し、保育所等や小学校に通っている生後5か月～小学3年生までの児童

利用料	利用料の減免制度		
	児童扶養手当 受給世帯	生活保護 受給世帯	市民税 非課税世帯
2,900円	1,000円	400円	1,000円

●病児・病後児保育施設

施設名	所在地	アクセス	問合せ	病児／病後児
エンゼル川崎	川崎区藤崎1-1-3 富有レジデンス1	京急大師線鈴木町駅徒歩12分	044-201-6937	病 児 保 育
エンゼル 幸	幸区柳町55-3	JR南武線尻手駅徒歩4分	044-555-6741	病後児保育
エンゼル中原	中原区新城3-5-1 新城中島ビル3階	JR南武線武蔵新城駅徒歩4分	044-872-9137	病 児 保 育
エンゼル高津	高津区二子5-1-5	東急田園都市線高津駅徒歩2分	044-833-8872	病 児 保 育
エンゼル宮前	宮前区土橋7-25-15	東急田園都市線宮前平駅徒歩13分	044-789-9117	病 児 保 育
エンゼル多摩	多摩区中野島3-15-10	JR南武線中野島駅徒歩3分	044-922-8724	病 児 保 育
エンゼル麻生	麻生区栗木台1-2-5	小田急線栗平駅徒歩10分	044-455-5473	病 児 保 育

（11）乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、ふだん保育所などに通っていない6ヶ月～満3歳未満の子どもについて、保護者の就労の有無にかかわらず月10時間まで保育所等を利用することができます。

【利 用 料】 1時間あたり300円程度＋別途飲食物等の実費負担 ※各施設で料金を定めています。

【利用方法】 ①給付認定申請・総合支援システムの登録 → ②事前面談 → ③利用予約 → ④利用開始

※まずは本市HP内の利用者登録フォームから、利用者情報の入力(給付認定申請)をお願いいたします。

※市による認定後に総合支援システムのアカウントが発行され、希望施設へ事前面談の申し込みができるようになります。

※事前面談後、施設が受入を決定するとシステム上で利用予約が申し込めるようになります。

【問 合 せ】 こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 044-200-2662

（12）一時保育

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担の軽減やリフレッシュ(買物、映画等)などのため、週3日以内または月64時間に満たない範囲で、一時的に保育する事業です(市内在住の児童扶養手当受給世帯、被保護世帯、年収360万円未満世帯、市民税非課税世帯、里親に委託されている児童は無料です。また、多胎児やきょうだいの利用料が減免になる場合があります。)。なお、昼食代やおやつ代等は実費負担となりますので、各保育所へお問合せください。被保護世帯の児童は、昼食代・おやつ代が日額500円を上限に無料となります。制度の詳細については、市ホームページを御覧ください。

【問 合 せ】 各実施施設

（13）すくすくひろば(地域子育て支援センター)事業

妊婦の方や、0歳から就学前のお子さんと保護者の方が、一緒に遊んだり、のんびり過ごせる場所です。専任のスタッフがおり、開所時間内はいつでも気軽に立ち寄れます。子育てに関する悩みなどの相談、情報の提供、講座の開催なども行っています。

利 用 料

無 料

※一部の講座については実費負担があります。

【実施場所】 市内に53か所あり、
開所日・開所時間はそれぞれ異なります。

【問 合 せ】 各施設又はこども未来局保育・子育て推進部子育て支援担当 044-200-3414



(14) ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)

ひとり親家庭または寡婦の方が、一時的に日常生活にお困りの場合、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育のお手伝いをします。残業など就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合は定期的に利用することもできます(ただし、会社が決めた労働時間による就業を除きます。)。利用には、事前面談の上、登録が必要です。

支援の内容

●生活援助

ひとり親家庭や寡婦の方のお宅で、家事や身の回りのお世話、住居の清掃、生活必需品の買物等の日常生活のお手伝いをを行います。

●子育て支援

家庭生活支援員のお宅や母子・父子福祉センターサン・ライヴの保育室等での保育や、保育所の送迎等を行います。

【派遣の日数】 月10日(かつ一年度240時間)まで

利用料

無 料

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

(15) ふれあい子育てサポート事業

育児の援助を行いたい方(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けたい方(利用会員)が、それぞれ、ふれあい子育てサポートセンターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う事業です。

利用できる方

市内在住で、生後4か月から小学校6年生までの子どもと同居している方

利 用 料	
月～金の午前8時～午後6時	1時間800円
土日祝及び年末年始(12/29～1/3)、月～金の上記以外の時間帯	1時間900円

【減免制度】 児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯・住民税非課税世帯の方が事業を利用した際に支払った利用料の半額を助成します。
(お子さん1人あたり1か月の上限24,000円)

援助活動の内容

ヘルパー会員宅、すくすくひろば等でのお子さんの一時預かり、保育所・幼稚園や習い事への送迎など

サポートセンター名	所在地	アクセス	問合せ
あいいく	川崎・幸区	川崎区本町1-1-1 川崎あいいく保育園内	044-222-7555
タック	中原区	中原区宮内2-15-15 川崎市中部地域福祉事業所TACK内	044-948-8915
たまご	高津・宮前区	高津区溝口4-19-2 みぞのくち保育園内	044-811-5761
SORA(そら)	多摩・麻生区	多摩区菅稲田堤1-11-8 厚生館愛児園内	044-455-6600

(16) 日曜日保育

ショッピング、映画、美容院等理由を問わず、母子・父子福祉センターサン・ライヴで子どもを預かります。

保育対象

つくし会員である家庭の子ども(2歳～小学校2年生)

利用料

無 料 つくし会の詳細はP59をご覧ください。

【保育実施日】 毎月1・3・5日曜(母子・父子福祉センター開所日)

【預り時間】 9:30～15:30

【利用可能回数】 1家庭につき1か月1回

【申込方法】 事前予約制(1か月前から実施日の2週間前まで)
※ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)等の登録が必要です。(P42参照)

【問合せ】 (一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

(17) 子育て支援サービス(シルバー人材センター)

シルバー人材センターの登録会員(60歳以上)が、保育所等への徒歩での送迎や保護者が帰宅するまでご自宅での見守りなど育児支援サービスを有料で行っております。詳細は各担当事務所までお問い合わせください。

【問合せ】 川崎・幸・中原区：南部事務所 044-222-1550
高津・宮前区：中部事務所 044-822-5031
多摩・麻生区：北部事務所 044-980-0131

(18) 子育て短期支援事業(ショートステイ・デイスティ)

保護者の病気や出産、育児、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、ご家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもをお預かりします。

利用できる方

市内在住の0歳～満12歳の子ども

利用料

※ひとり親家庭の場合(日額)
住民税非課税世帯の方…0円、住民税課税世帯の方…0円～900円

事業名	施設名	所在地	利用できる方	申込み・問合せ
ショートステイ(宿泊)	しゃんぐりらこども家庭支援センター(しゃんぐりらベビーホーム)	幸区東小倉6-1	市内在住の0～1歳児	044-520-3608
ショートステイ・デイスティ(宿泊・日中利用)	かわさきさくら児童家庭支援センター(至誠館さくら乳児院)	多摩区菅稲田堤1-10-5	市内在住の0～1歳児	044-944-3981
	あいせん児童家庭支援センター(すまいる)	川崎区浜町2-22-16	市内在住の2歳～満12歳	044-201-4772
	SNG児童家庭支援センター(新日本学園)	中原区木月伊勢町3-3	市内在住の2歳～満12歳	044-711-8484
	まぎぬ児童家庭支援センター(川崎愛児園)	宮前区馬絹1-24-5	市内在住の2歳～満12歳	044-863-7855
	はくさん児童家庭支援センター(白山愛児園)	麻生区白山1-1-5	市内在住の2歳～満12歳	044-712-4073

※利用料等の利用条件は世帯状況等により異なります。詳細は施設にお問合せください。
※入退所は、原則保護者の送迎となりますが、状況により施設による送迎が可能な場合がありますので、詳細は施設にお問合せください。

2 育児の悩みの相談やサポート

（１）母子・父子福祉センターサン・ライヴ（再掲）P12参照

（２）すくすくひろば（地域子育て支援センター）事業（再掲）P41参照

（３）児童相談所（再掲）P15参照

（４）児童家庭支援センター（再掲）P15参照

（５）ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）（再掲）P42参照

（６）ふれあい子育てサポート事業（再掲）P42参照

（７）日曜日保育（再掲）P43参照

（８）子育て支援サービス（シルバー人材センター）（再掲）P43参照

（９）子育て短期支援事業（ショーステイ・デイスティ）（再掲）P43参照

（10）栄養食品支給

経済的に困難な家庭の乳児のために、乳児が満１歳に達するまで粉ミルクを支給します。

利用できる方

市民税非課税世帯の方等

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター地域支援課

（11）産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業

母親が出産前後で体を休めたい時や体調不良等のため、家庭において育児や家事を行うことが困難な場合にヘルパーを派遣し、育児や家事等をお手伝いします。

利用できる方

市内に居住する産前から産後６か月（例：１月１日のご出産の方は７月１日）を迎える日まで（多胎児の妊産婦については産後１年を迎える日まで）の妊産婦で、体を休めたい時や体調不良等により、昼間他に育児や家事を行う人がいない方

利 用 料

１時間あたり800円

利用料の他に、各認定事業者が定める派遣時の交通費をご負担いただきます。
※生活保護世帯及び市民税非課税世帯は利用料が免除となります。

【派遣時間】 ８：００～１９：００

【利用時間数】 １日４時間以内、40時間まで（多胎児の場合は120時間まで） ※１日２回まで

【申込方法】 原則、利用したい日の７日前までに、各認定事業者までお申込みください。

【問合せ】 こども未来局母子保健担当 044-200-2450

川崎市 産前産後

検 索

（12）産後ケア事業

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない、出産と育児の疲れから体調がよくないなど、出産後、産後ケア事業をご利用ください。医療機関や助産所に宿泊してケアを受ける「宿泊型」と、助産所等に日中通所してケアを受ける「日帰り型」、自宅でケアを受ける「訪問型」があります。

利用できる方

- ・市内に住所のある乳児とその母親
 - ・宿泊型：お子さまが生後４か月未満まで
 - ・訪問型・日帰り型：お子さまが生後１歳未満まで
- ※医療行為の必要がある方（処方薬の服薬や医療機関受診中など）は御相談ください。

内 容

授乳や沐浴についての相談、乳房管理・トラブルケア、赤ちゃんのお世話の仕方や様子の見かたの相談・支援、母親の体調管理など

	宿泊型	日帰りロング型	日帰りショート型	訪問型	備考
利用日数	１泊２日～ 最大６泊７日まで	１回６時間 （原則10時～16時）	１回90分		お子様１人につき通算して７日以内の利用となります。 （例：双胎の場合14日以内の利用）
利用料金	１泊２日15,000円 （１日追加ごとに 7,500円追加）	１回7,500円	１回4,000円	１回5,000円	生活保護世帯は利用料金免除、市民税非課税世帯は宿泊型、日帰りロング型は１日2,500円、日帰りショート型、訪問型は無料です。

※母親一人につき、１日（回）2,500円、最大５回まで利用料金から減免されます（生活保護世帯及び市民税非課税世帯を除く）。

【利用申請】 e-KAWASAKIからオンラインで妊娠32週から申請可能

【問 合 せ】 こども未来局母子保健担当 044-200-2450

お子さんの不登校に悩む保護者の方へ

●最近、学校に行きたがらない… ●子どもへの接し方がわからない… ●心配な状況が続いている…

「不登校になったらどうしたらいいか、まとまった情報が得られるサイトがほしい」という皆さんの声から、情報発信サイトを作成しました。公的相談窓口や不登校児童生徒のための学びの場・居場所、川崎市の取組等について掲載しています。
<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000171574.html>

LINE公式アカウント「川崎市支援教育課_多様な学び支援」

学校内外の多様な学びの場やイベントなど、情報発信していますので、上記ホームページと併せて、ぜひ友だち追加してください。



3 子どもの就学等に関すること

（１）就学援助【小中学校/給付】

児童生徒の市立小・中学校等への就学に当たり、経済的な理由でお困りの方に対して、新入学準備金、学用品費、修学旅行費など必要な費用を援助する制度を設けています。申請方法・認定基準など、詳細はお問合せください。

利用できる方

- ①生活保護を受給
②今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止
③児童扶養手当を受給
- ④前年の所得が基準額以下
⑤認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由
のいずれかに該当（前年の所得は基準額超過）

【申請方法】 申請を希望される方は、オンライン申請又は紙申請書に必要な書類を添付して、教育委員会事務局学事課へ提出してください。

【問 合 せ】 教育委員会事務局学事課 044-200-3736

（２）母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（就学支度資金・修学資金）【高校・大学/貸付】

母子家庭・父子家庭・寡婦の子どもで高校・大学・大学院・専修学校等に入学される方を対象に、入学に際して必要となる就学支度資金及び授業料等の修学に必要な修学資金を無利子で貸し付けます。貸付限度額等の詳細は、市ホームページを御覧ください。



利用できる方

- 「母子福祉資金」「父子福祉資金」の貸付対象者
- ①母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している20歳未満の子ども
※20歳未満の子どもと20歳以上である子どもを同時に扶養している場合は、その20歳以上である子どもも対象になります。
②父母のいない20歳未満の子ども
③寡婦が扶養している20歳以上の子ども

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課
お住まいの区の児童家庭課にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。

（３）川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学料」等の免除【中学校・高校/免除】

経済的な理由で支払いが困難な方に、川崎市立高等学校の入学選考料、入学料、授業料（高等学校等就学支援金受給対象者を除く）、及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料を免除します。

利用できる方

- ①生活保護を受給されている方（保護者（親権者）等含む）
②保護者等が、災害、傷病、失業等により生活に困窮していると認められる方
（児童扶養手当証書、福祉医療証、非課税証明書等、生活に困窮していることがわかる公的証明書類を添付）
③その他教育委員会が免除の必要があると認める方

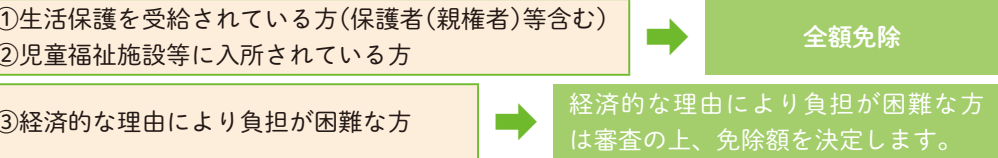
【申請方法】 提出期間内に受験・入学する川崎市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校に申請書類と必要な証明書類を提出してください。

【問 合 せ】 在学している学校、又は、教育委員会事務局学事課 044-200-3269

（４）県立高校入学検定料等免除・一部補助制度【高校/免除】

経済的な理由で支払いが困難な方に入学検定料、入学料等の減免制度があります。

利用できる方



【申請方法】 ①入学検定料及び入学料の場合
入学検定料及び入学料の両方を一緒に申請する場合は願書受付開始日の前日までに、県立高等学校又は中等教育学校（志望先以外も可）へ、入学料のみを申請する場合は入学手続き開始日の前日までに、入学先の高等学校又は中等教育学校へ、事前に相談の上、申請してください。また、オンラインでの申請も可能です。

※申請書類は、県内公立中学校、県立高等学校又は中等教育学校にあります。

②授業料及び受講料の場合
在学する県立高等学校又は中等教育学校に相談の上、申請してください。

【問 合 せ】 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113

（５）川崎市高等学校奨学金（入学支度金）【高校/給付】

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含む。）に進学する中学３年生で、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金（入学支度金）を支給します。

利用できる方

- 次の要件を全て満たす方が対象です。
- ①申請時点から翌年１月１日までの間において、川崎市内に住所を有する中学３年生であること。
②学業成績について、第３学年前期の全履修科目の評定結果の平均値が、５段階評価で3.5以上であり、在学する中学校長からの推薦が受けられること。
③前年１年間における世帯の総所得が一定の基準額以内であること。

【募集時期】 毎年11月頃

【支給時期】 翌年３月

支 給 額	
国公立の高等学校へ進学する場合	45,000円
私立の高等学校へ進学する場合	70,000円

【問合せ】 教育委員会事務局学事課 044-200-3267



（６）川崎市高等学校奨学金（学年資金）【高校／給付】

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年までに限る。）及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する生徒で、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

利用できる方

次の基準を全て満たす方が対象です。

- ① ６月１日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。
- ② 学業成績について、前年度の全履修科目の評定結果の平均値が、５段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。
- ③ 前年１年間における世帯の総所得が一定の基準額以内であること。

支給 年額	国公立		私立	
	第１学年	36,000円	第１学年	60,000円
	第２学年	61,000円	第２学年	85,000円
	第３学年	46,000円	第３学年	70,000円

【募集時期】 毎年６月頃 【支給時期】 ８月及び２月に分けて支給

【問合せ】 教育委員会事務局学事課 044-200-3267

（７）神奈川県高等学校奨学金【高校／貸付】

学業等に意欲があり学資の援助を必要とする高校生等に奨学金をお貸しします。定期採用での募集は終了しましたが、１月末まで随時申請を受け付けているため、貸付を希望される方は、在学する高校等の担当者へお問い合わせください。また、中学校３年生を対象とした予約採用の制度もあります。

【申請方法】 在学している高等学校等

【問 合 せ】 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251

（８）高等学校等就学支援金／高校生等・新修学支援金【高校／給付】

授業料の補助が受けられる国の制度です（やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります）。返還の必要はありません。

利用できる方

高等学校等に在学する生徒

※国籍・在留資格等の要件があります。

※一部所得制限があります。

支給額	市立・県立	授業料と同額を支給するため、授業料の支払いが不要となります（現金支給はありません。）。
	私立	支給要件に応じて授業料の補助をします。（授業料補助額：118,800円～457,200円）

【申請方法】 申請期間内に在学している高等学校等へ申請してください。

申請方法の詳細については、在学している高等学校等に確認してください。

【問 合 せ】 在学している高等学校等、又は

市立：教 育 委 員 会 学 事 課 044-200-3269

県立：神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113

私立：神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課..... 045-210-3793

（９）私立高等学校等生徒学費補助金【高校／給付】

要件を満たすご家庭の授業料・入学金を補助します。返還の必要はありません。

利用できる方

次の要件を満たす方が対象です。

生徒と保護者が共に県内に在住し県内設置（通信制の場合、本部校が県内設置）の学校に在学していること

※国籍・在留資格等の要件があります。

※入学金補助については、保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が227,100円未満の世帯（保護者等の合算、年収約750万円未満が目安）が対象です。

※制度の詳細は県ホームページをご確認ください。

■算定式

市町村民税の課税標準額 × ６％

－

市町村民税の調整控除の額

ただし、政令指定都市の場合は調整控除の額に３／４を乗じます。

補助金（年額）			
授業料 補助	22,800円～ 361,200円	入学金 補助	100,000円～ 212,000円

【対 象 校】

私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）

【申請方法】 申し込みに関する書類は高等学校等から配付されます。申請期間内に学校へ提出してください。

【問 合 せ】 在学している高等学校等、又は神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

（10）神奈川県高校生等奨学給付金【高校／給付】

高校生等の授業料以外に保護者等が負担する教育に必要な経費に対して返還不要の給付金を支給します。

利用できる方

生活保護（生業扶助）受給世帯、都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額（保護者等の合算）が０円（非課税）～182,500円未満（年収約490万円未満）の世帯

※家計急変により年収約490万円未満相当となった世帯を含みます。

※国籍・在留資格等の要件があります。

【申請方法】 在学している高等学校等

※保護者等が県内に在で、生徒が県外校に通っている方は神奈川県に申請

【問 合 せ】 国公立：神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251

私立：神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793



県ホームページ



（11）神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金【小中学校等/給付】

解雇、倒産、長期療養などで家計が急変したときの授業料補助制度です。返還の必要はありません。

利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①生徒と保護者が共に県内に在住し県内設置の学校に在学していること
- ②主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
- ③今年の年間所得が、前年の年間所得より減少していること
- ④今年の年間所得が基準額未満であること

補助金(年額)	
授業料補助	336,000円

【対 象 校】
私立の小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)、義務教育学校

【申請方法】 申し込みに関する書類は学校から配付されます。申請期間内に学校へ提出してください。
【問 合 せ】 在学している小中学校等、又は神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

（12）ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金 (再掲) P24参照

（13）高等学校等学び直し支援金【高校/給付】

高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、授業料を補助します(やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります)。返還の必要はありません。

利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①高等学校等を退学したことのある者
 - ②高等学校等を卒業又は修了していない者
 - ③高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制及び通信制は48月)を超える者
- 又は単位ごとに授業料が設定される場合は就学支援金の支給単位が上限74単位に達している者
- ※国籍・在留資格等の要件があります。
- ※一部所得制限があります。

支給額	市立・県立	国が授業料と同額を支給するため、授業料の支払いが不要となります(現金支給はありません。)
	私立	所得に応じて授業料の補助をします。(授業料補助額：118,800円～337,200円)

【申請方法】 申請期間内に在学している高等学校等へ申請書類と要件を確認できる書類等を提出してください。
【問 合 せ】 在学している高等学校等、又は
市立：教 育 委 員 会 学 事 課 044-200-3269
県立：神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113
私立：神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課..... 045-210-3793

（14）川崎市大学奨学金【大学/貸付】

大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行います。

利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①父母等が川崎市に1年以上在住していること
- ②学校教育法第83条に規定する大学に在学していること
- ③学資の支弁が困難であること
- ④学業成績が優良で性行が善良であること

奨学金の額	月額38,000円を正規の修業年限が終了するまで、年2回に分けて交付
-------	------------------------------------

【申請方法】 毎年6月中旬に大学1年生のみを対象としています。在学している大学を経由して申請してください。
【問 合 せ】 教育委員会総務部学事課 044-200-3267

（15）高等教育の修学支援新制度【大学等/減免・給付】

利用できる方

- 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯・多子世帯の学生
- 学ぶ意欲がある学生であること※学力基準や家計基準等があります。

支援内容	
授業料等減免制度	各大学等が、区分に応じて授業料については166,800円～700,000円、入学金については70,000円～282,000円の範囲で減免を実施。
給付奨学金の支給	日本学生支援機構が各学生に支給。 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるように措置。月額29,200円～75,800円を支給。

※表の額は、対象が住民税非課税世帯、昼間部の大学・専門課程を置く専修学校学生の場合。住民税非課税世帯に準ずる世帯は、3分の2または3分の1の額を減免・支給。世帯年収600万円程度の世帯のうち、多子世帯(扶養している子の数が3人以上の世帯)の学生は4分の1の額が減免・支給され、私立理工農系の学生は文系との授業料差額に着目した額が減免される。なお、多子世帯の場合は、所得に関係なく授業料等減免を受けることができる。

【対象となる学校種】
国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門課程を置く専修学校
※対象となる学校の詳細は、文部科学省のホームページでご確認ください。

【問 合 せ】 在学中の学校もしくは、進学先の学校にお問合せください。
※最新の情報は文部科学省や日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

文部科学省高等教育の修学支援新制度 検 索

(16) 日本学生支援機構奨学金【大学等/貸与】

利用できる方

経済的に修学が厳しいと認められた方※学力基準や家計基準があります。

【対象となる学校種】

大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校(有利子は4・5年生)、専門課程を置く専修学校

【利子】

無利子・有利子(奨学金の種類によって異なります。)

【申請】 現在在籍している学校

【HP】 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

【問合せ】 (独)日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
平日9:00~20:00(土日祝日、年末年始を除く)

※申込みスケジュールや、個別の提出資料に関する相談は在籍する学校へ。



貸与月額	第一種奨学金(無利子)(※)	20,000円～ 64,000円
	第二種奨学金(有利子)	20,000円～ 120,000円

※高等専門学校の1～3年生の貸与月額は上記と異なります。

(17) 国の教育ローン【高校・大学/貸付】

修業年限が原則3か月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする教育施設に通われる方の保護者を対象に融資します。

【利子】 有利子年3.75%

母子家庭、父子家庭の方などは年3.35%(固定金利令和8年5月現在・保証料別)

※最近の金利はホームページでご確認ください。

限度額	子ども1人につき上限350万円以内 (自宅外通学や海外留学など、一定の要件に該当する場合は、上限450万円)
-----	---

【申請】 右記二次元コード(WEB申込み)

【HP】 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

右記二次元コード
お申込み・ご返済のシミュレーションができます。

【問合せ】 (株)日本政策金融公庫教育ローンコールセンター
0570-008656 又は 03-5321-8656



(18) あしなが奨学金【高校・大学/貸付・給付】

保護者(父又は母など)が病気や災害(道路上の交通事故を除く。)又は自死(自殺)などで死亡、あるいは保護者が著しい障害を負っている家庭の子どもが利用できます。

利用できる方

高校、大学、専門学校などに在学又は進学を希望している経済的に苦しい遺児等

【申請・問合せ】 一般財団法人あしなが育英会 0120-77-8565

【利子】 無利子

給付額(月額)		貸与額(月額)					
高校	30,000円	大学	40,000円又は 50,000円	大学院	80,000円	専修・各種 学校	40,000円

(19) 交通遺児育英会奨学金【高校・大学/貸付】

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の高校生以上の生徒・学生に奨学金を貸与(一部給付あり)します。

【利子】 無利子

【申請・問合せ】 公益財団法人交通遺児育英会 0120-521-286

(20) 生活福祉資金(教育支援資金)【高校・大学/貸付】

資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

	使用用途	貸与額
教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校等に就学するために必要な経費として	月額35,000円～65,000円
就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校等に入学するために必要な経費として	500,000円以内

【問合せ】 神奈川県社会福祉協議会 045-534-6082

※ご相談・申請窓口は各区社会福祉協議会になります。

※法で定める修業年限を超えての貸付はできません。

※特に必要と認める場合に限り、教育支援費については月額の1.5倍まで貸付可能です。

※他制度による貸付が可能な場合には、他制度の活用が優先となります。

(21) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (再掲)P31参照

(22) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(修業資金等)

母子家庭・父子家庭・寡婦の子どもが、就職に向けて必要な知識技能を習得する際に必要となる資金や就職に際して直接必要となる資金等を、審査の上、貸し付けます。詳しくは各区児童家庭課にお問い合わせください。

【利子】 無利子

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課

お住まいの区の児童家庭課にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。



奨学金等一覧

制 度 名		高 校		大 学		用 途	成績要件	所得要件	種 類	貸与額・給付額		返済期間	利子	備 考	申請時期	申請窓口	制度問合せ先
		国公立	私立	国公立	私立												
母子・父子・寡婦福祉資金 (就学支度資金・修学資金)	記載P46	●	●	●	●	入学金、授業料	なし	なし	貸与型	入学金 月額	91,600円～590,000円 27,000円～183,000円	10年	無利子	高等教育の修学支援新制度と併給する場合の限度額あり	原則進学前	各区 児童家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672
川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学科」等の免除	記載P46	● (市立)				入学選考料、入学科、授業料	なし	あり							【入学選考料・入学科】 受験前	受験又は進学する 高等学校	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269
県立高校入学検定料等 免除・一部補助制度	記載P47	● (県立)				入学検定料及び入学科、授業料及び受講料	なし	あり							【入学検定料・入学科】 受験前	受験又は進学する 高等学校	神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113
川崎市高等学校奨学金 (入学支度金)	記載P47	●	●			入学に関する資金	あり	あり	給付型	国公立 私立	45,000円 70,000円			高校入学前に支給 併給制限なし	進学前 ※中学3年生の 11月頃に申込	川崎市 教育委員会 学事課	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
川崎市高等学校奨学金 (学年資金)	記載P48	●	●			修学に関する資金	あり	あり	給付型	国公立(年額) 1年生 36,000円 2年生 61,000円 3年生 46,000円 私立(年額) 1年生 60,000円 2年生 85,000円 3年生 70,000円			併給制限なし	進学後 ※毎年6月頃に申込	川崎市 教育委員会 学事課	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267	
神奈川県高等学校奨学金	記載P48	●	●			教育資金	なし	なし	貸与型	〈1学年(新入生に限る)〉 国公立(月額) 10,000円～30,000円 私立(月額) 10,000円～50,000円 〈2学年以上〉 国公立(月額) 10,000円～20,000円 私立(月額) 10,000円～40,000円 ※2学年以上で要件を満たし、希望する場合は、10,000円の加算制度あり	貸付期間 の4倍以 内の期間	無利子	併給制限なし 連帯保証人が原則2人必要	進学後 ※中学3年次に 申込む予約採用あり	在学している高校	在学している高校等又は 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251	
高等学校等就学支援金/ 高校生等・新修学支援金	記載P48	●	●			授業料	なし	一部 あり	給付型 ※ただし、 学校が受領し 授業料に充当	〈市立・県立〉 授業料と同額 〈私立〉 年額 118,800円～457,200円			併給制限なし	進学後	在学している 高校等	在学している高校等又は (市立)川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269 (県立)神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113 (私立)神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793 ※県外の私立高校等の場合は、学校か、所在地の都道府県庁に確認してください。	
私立高等学校等生徒学費補助金	記載P49		● (県内)			入学金、授業料	なし	一部 あり	給付型 ※ただし、 学校が受領し 授業料に充当	入学金 授業料(年額)	100,000円～212,000円 22,800円～361,200円			高等学校等就学支援金との併用可	進学後	在学している 高校等	在学している高校等又は 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
神奈川県高校生等奨学給付金	記載P49	●	●			授業料以外の教育に必要な経費	なし	あり	給付型	国公立 私立	12,630円～143,700円 13,030円～152,000円			特別育成費等と併用不可	進学後	在学している高校 等ただし、県外学 校の場合は、制度 問合せ先に申請	神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
高等学校等学び直し支援金	記載P50	●	●			授業料	なし	一部 あり	給付型 ※学校が受 領し授業料 に充当	〈市立・県立〉 授業料と同額 〈私立〉 年額 118,800円～337,200円			併給制限なし	進学後	在学している 高校等	在学していた高校等又は (市立)川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269 (県立)神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113 (私立)神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793	
川崎市大学奨学金	記載P51			●	●	修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額	38,000円	10年	無利子	併給制限なし ただし、審査時に考慮する場合がある。	進学後 ※毎年6月中旬に 大学経由で申込 (対象は1年生のみ)	在学している大学	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
高等教育の修学支援新制度	記載P51			●	●	修学に関する資金	あり	あり	給付型	記載ページをご覧ください。				日本学生支援機構奨学金(貸与型)との併給可インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学している 学校	現在在学している学校又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
日本学生支援機構奨学金 (第一種)	記載P52			●	●	修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額	20,000円～64,000円	条件によ って異なる	無利子	母子父子寡婦福祉資金修学資金との併給可インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学している 学校	現在在学している学校又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
日本学生支援機構奨学金 (第二種)	記載P52			●	●	修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額	20,000円～120,000円	条件によ って異なる	有利子	母子父子寡婦福祉資金修学資金との併給可インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学している 学校	現在在学している学校又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
国の教育ローン	記載P52	●	●	●	●	受験料、入学金、授業料、定期代等	なし	あり	貸与型	生徒1人につき上限350万円以内 (一定の要件に該当する場合のみ上限450万円)		最長20年	有利子	日本学生支援機構との併用も可能 郵送やインターネットで申込み可能	いつでも (受験前可)	日本政策 金融公庫	日本政策金融公庫教育ローンコールセンター ナビダイヤル 0570-008656 又は 03-5321-8656
あしなが奨学金 (保護者が亡くなっている又は障害をお持ちの家庭が対象)	記載P52	●	●	●	●	修学に関する経費	なし	あり	貸与型・ 給付型	記載ページをご覧ください。		20年	無利子	併給制限なし 保護者が亡くなっているか障害をお持ちの家庭	進学前 進学後	あしなが 育英会	あしなが育英会 0120-77-8565
交通遺児育英会奨学金 (保護者が交通事故により死亡又は重度後遺障害となった家庭の子どもが対象)	記載P53	●	●	●	●	入学金、授業料	なし	あり	貸与型 (一部給付あり)	高校月額 20,000円～40,000円 (うち一律10,000円は給付) 大学月額 40,000円～60,000円 (うち一律20,000円は給付) 大学院月額 50,000円～100,000円 (うち一律20,000円は給付) 専修・各種月額 40,000円～60,000円 (うち一律20,000円は給付)		20年	無利子	併給制限なし	進学前予約、 進学後とも4月～1月	公益財団法人 交通遺児 育英会	公益財団法人交通遺児育英会 0120-521-286
生活福祉資金 (教育支援資金)	記載P53	●	●	●	●	〈就学支度費〉 新入学時にのみ必要な経費(入学金、制服代など) 〈教育支援費〉 就学するのに必要な経費(授業料、施設設備費、教材費、通学交通費など)	なし	あり	貸与型	〈就学支度費〉 500,000円以内 〈教育支援費月額〉 35,000円～65,000円 (校種により異なる) ※教育支援費は、特に必要と認める場合、上記貸付額(月額)の1.5倍まで貸付可能		20年以内	無利子 ※延滞 利子有	必要な資金を他から借り受けることが困難な低所得世帯が対象 原則として就学者が借受人、親権者のうち、生計中心者が連帯借受人 連帯保証人は原則として不要 他制度優先(母子父子寡婦福祉資金、神奈川県高等学校奨学金、日本学生支援機構(第一種)給付型)※無利子の奨学金等との併用利用が可能(要相談)	進学前 進学後 (就学支度費は 原則進学前)	各区 社会福祉協議会	各区社会福祉協議会 ●川崎区 044-246-5500 ●幸 区 044-556-5500 ●中原区 044-722-5500 ●高津区 044-812-5500 ●宮前区 044-856-5500 ●多摩区 044-935-5500 ●麻生区 044-952-5500



住まい・日々の生活に関すること

1 住まいのこと

相談窓口について

すまいの相談窓口

P57

かながわ外国人すまいサポートセンター

P18

緊急

母子緊急一時保護事業

P57

新たに住居の確保をしたい

●公営住宅等住居

市営住宅

P57

県営住宅

P57

母子生活支援施設

P14

●保証人がいない

居住支援制度

P58

●金銭面等に不安がある

住居確保給付金

P58

母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

P26

2 家事支援に関すること

ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)

P42

家事援助サービス(シルバー人材センター)

P59

3 生活支援講座に関すること

母子・父子福祉センターサン・ライブ事業(生活支援講習会)

P59

4 悩みを共有できるひとり親家庭の仲間づくり

つくし会((一財)川崎市母子寡婦福祉協議会)

P59

5 各種相談窓口

その他、日々の生活に関してのお困りの際は、相談窓口一覧(P60)を参考に、各相談窓口にお問い合わせください。

1 住まいのこと

(1) 相談窓口

住み替え先となる物件情報の提供や、必要な支援先との連携等、住まい探しの困りごとをサポートします。

ア：すまいの相談窓口

【開所時間】 8：30～12：00、13：00～17：00

【休 所 日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所 在 地】 川崎区砂子1-2-4 川崎市住宅供給公社内2階窓口

【問 合 せ】 044-244-7590

※窓口での相談を希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

イ：かながわ外国人 すまいサポート センター

(再掲)(外国人への支援を行うところ)P18参照

(2) 公営住宅

ア：市営住宅

市営住宅では、年4回(6月・9月・12月・3月)入居者の募集を行っております。20歳未満の子を持つひとり親家庭で住宅にお困りの方については、優遇倍率を設けています。優遇倍率の適用など入居に関するご質問などはお問い合わせください。

【問合せ】 川崎市住宅供給公社市営住宅管理課 044-244-7578

イ：県営住宅

ひとり親家庭で住宅にお困りの方については、入居に際して優遇倍率を設けております。優遇倍率の適用など入居に関するご質問などはお問い合わせください。

【問合せ】 (一社)かながわ土地建物保全協会公営住宅課
入居者募集担当 045-201-3673

(3) 母子緊急一時保護事業

緊急な保護を必要とする母子等を母子生活支援施設に保護します。
また、その間に必要な生活用品を貸与又は現物給付いたします。

【問合せ】 各区地域まもり支援センター地域支援課地域サポート係

(4) 母子生活支援施設 (再掲)P14参照



（５）川崎市居住支援制度

民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人がいないために住宅を借りられない場合に、入居機会の確保と居住の安定を図ることを目的とした制度です。

- 川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や退去後の原状回復費、残置家財などの処分費の金銭的な保証を行います。
- 川崎市や支援団体などが、入居者の見守りなどを行います。

利用できる方

市内在住で、20歳未満の子と同居し配偶者のいない方又は児童扶養手当を受けている方

その 他 要 件

- ①給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方
- ②自立した生活ができる方
- ③原則、国内に在住している親族などの緊急連絡人を確保できる方

【利用料等】

2年分の保証料として、月額家賃に共益費を加えた額の35%を入居時及び更新時に一括して保証会社へ支払っていただきます。

また、2年間の特約付火災保険に加入していただきます。

【問合せ】 川崎市住宅供給公社 044-244-7590、まちづくり局住宅整備推進課 044-200-2997

（６）住居確保給付金

【家 賃 補 助】

離職・廃業の方又は就業機会が減少し離職・廃業と同程度の状況の方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、支援員による相談支援等を行い、住居の安定及び就労機会の確保を目指します。

【転居費用補助】

離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を喪失している又は喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。

※受給要件や申請方法等はホームページをご覧ください。



家賃補助



転居費用補助

【相談・申請】 だいJOB センター(川崎市生活自立・仕事相談センター) 044-245-5120

（７）母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（再掲）P25参照



２ 家事支援に関すること

（１）ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)（再掲）P42参照

（２）家事援助サービス(シルバー人材センター)

掃除、洗濯、調理、買い物等の家事援助を登録会員が有料で行います。詳細は各事業所にお問い合わせください。

【問合せ】 川崎・幸・中原区：南部事務所 044-222-1550
高津・宮前区：中部事務所 044-822-5031
多摩・麻生区：北部事務所 044-980-0131

３ 生活支援講座に関すること

（１）母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業(生活支援講習会)

養育費セミナーやヨーガ、フラダンスなどの講習会、ひとり親家庭応援フェスタ等を実施しています。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166



詳しい講習会情報はサン・ライヴのホームページに掲載しています。

４ シングルマザーの仲間づくり

（１）つくし会((一財)川崎市母子寡婦福祉協議会)

「つくし会」は一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の愛称で、母子家庭等の自立促進・生活安定のために、お互いに助け合い、励まし合いながら活動している団体です。会員同士の交流が盛んで、親子で参加できる交流会や遠足等、年間を通して様々なイベントを企画しています。

【入会方法】 ●入会申込書と会費(800円)を添えて、直接事務局へ申込み
●入会申込書と会費(100円切手×8枚)を添えて、事務局へ郵送で申込み
●お住まいの各地区母子寡婦福祉会の役員(お問い合わせください。)へ申込み

【問 合 せ】 (一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

川崎市 つくし会

検 索



相談窓口一覧

●法律関係

市外局番:044

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
弁護士相談	各区役所での弁護士による法律問題全般の相談	サンキューコールかわさき200-3939	左記にお問い合わせください。
	親権、養育費等に関する相談 (面談のみ、離婚によりひとり親家庭となる予定の方も相談可)	母子・父子福祉センター サン・ライブ	記載P12 毎月第2金曜17:00～20:00 毎月第4金曜(2月のみ第4木曜) 【偶数月】10:00～11:30 【奇数月】13:30～15:00
弁護士による法律相談	離婚・相続・職場内でのセクハラ(性的いやがらせ)や不当解雇など、女性が出会う法律にかかわる問題についての相談(面接・電話)	ハロー・ウィメンズ110番811-8600 実施者：川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)	13:15～15:45(予約制) 【偶数月】第1日・第3木 【奇数月】第1・第3木
法律相談	困りごとに応じた法制度や手続きについての案内	法テラス川崎	記載P13 9:00～17:00(土日、祝日除く) 実施日は左記にお問い合わせください。
養育費・親子交流(面会交流)	養育費の取り決めや請求、親子交流(面会交流)の取り決め等に関する相談	養育費・親子交流相談支援センター	記載P13 平日(水を除く) 10:00～20:00 水(祝日を除く) 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00
		FPIC横浜ファミリー相談室	記載P13 10:00～16:30(土日、祝日除く)

●子育て・教育のこと

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
女性コーナー(妊産婦等健康相談)	女性のライフサイクルに沿った、心や体の健康に関する相談(妊娠中、出産、不妊、不育、思春期、更年期等)	各区地域みまもり支援センター 地域支援課(地区支援)	記載P62 8:30～17:00(土日、祝日除く)
産後の健康相談	産後のお母さんの健康の確認と相談		左記にお問い合わせください。
妊娠・出産SOS	思いがけない妊娠や出産への不安で戸惑っている方誰にも相談できずに悩んでいる方への相談	川崎市助産師会 750-0110	14:00～17:00(月・水・金)
育児相談	0歳から就学前のお子さんの健康や育児についての相談	各区地域みまもり支援センター 地域支援課(地区支援)	記載P62 実施日時は左記に お問い合わせください。
幼児相談	心理相談員による1歳から就学前のお子さんの言葉や社会性、親子関係についての相談		
乳幼児特別相談	0歳から就学前のお子さんの疾病や発達上の相談		
アレルギー相談	医師や保健師、栄養士による0歳から就学前のお子さんのアレルギー疾患などに関する相談		
母子保健相談	育児での不安や悩みごと、産後の母子の健康等についての相談		
乳幼児歯科相談	0歳から就学前のお子さんのお口のケアに関する相談	歯科保健南部担当 (川崎区・幸区・中原区) 201-3182 歯科保健北部担当 (高津区・宮前区・多摩区・麻生区) 935-5397	
発達相談	小学生以上の発達障害またはその疑いのある方の心身や家庭・社会生活・就労などの相談	発達相談支援センター 246-0939(新規相談専用)	9:00～17:00 (土日、祝日除く)
	18歳未満のお子さんとその保護者を対象とする発達に関する相談	子ども発達・相談センターきつずサポート かわさき(川崎区) 589-4667 さいわい(幸区) 276-7127 なかはら(中原区) 789-5948 たかつ(高津区) 874-2361 みやまえ(宮前区) 863-7505 たま(多摩区) 299-6818 あさお(麻生区) 281-3900	8:30～17:00 (土日、祝日除く)
療育相談	18歳未満の障害またはそれらの疑いのあるお子さんについての相談	南部地域療育センター (川崎区・幸区) 211-3181	8:30～17:00(土日、祝日除く)
		中央療育センター (中原区・高津区) 754-4559	平日および第2・第4土曜日 8:30～17:00(日、祝日除く)
		川崎西部地域療育センター (宮前区・多摩区の一部) 865-2905	8:30～17:00 (土日、祝日除く)
		北部地域療育センター (麻生区・多摩区の一部) 988-3144	平日および第1・第3土曜日 8:30～17:00(日、祝日除く)
医療的ケア児・者等相談	医療的ケアが必要なお子さん等とそのご家族を対象とした相談	総合リハビリテーション推進センター (川崎区・幸区・中原区・高津区) 223-6973	9:00～17:00(土日、祝日除く)
		地域相談支援センターそれいゆ (宮前区・多摩区・麻生区) 281-0037	
子ども・子育て相談	0歳から18歳未満のお子さんの家庭での生活、就園、就学、学校生活等の相談	各区地域みまもり支援センター 地域支援課(地区支援)	記載P62 8:30～17:00(土日、祝日除く)
児童相談	0歳から18歳未満のお子さんの養育、虐待、非行、不登校の相談	各児童相談所	記載P15 8:30～17:00(土日、祝日除く)
児童虐待相談	0歳から18歳未満のお子さんの虐待についての電話相談	児童虐待防止センター 0120-874-124	24時間
教育相談	小学生から高校生までの学校での学習、友人関係、いじめ、不登校、インターネット問題、進路等の相談 ※電話での相談は溝口相談室 ※来所相談の申込は学校から	教育委員会教育相談室 200-3288・200-3289	9:30～17:00(土日、祝日除く)
		総合教育センター塚越相談室 541-3633	9:00～16:30(年末年始を除く)
		総合教育センター溝口相談室 844-3700	9:00～16:30 (土日、祝日、年末年始を除く)
思春期保健相談	思春期の身体や性に関する相談	各区地域みまもり支援センター 地域支援課(地区支援)	記載P62 8:30～17:00 実施日は左記にお問い合わせください。
思春期精神保健電話相談	概ね16歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談	総合リハビリテーション推進センター 201-3242	8:30～12:00(土日、祝日除く) 13:00～17:00(土日、祝日除く)
電話相談ホットライン	小学生から高校生までの体罰や先生との関係についての相談	教育委員会教育相談室 200-3289	9:30～17:00(土日、祝日除く)
24時間子供SOSダイヤル	小学生から高校生までのいじめ問題やその他子どものSOS全般	0120-0-78310(無料)	24時間
児童・青少年電話相談	いじめ、不登校、非行、対人関係等の相談	542-1567	9:00～20:00(土日、祝日除く)

相談窓口一覧

●仕事のこと

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
求人・就職	母子・父子・寡婦の就職、転職、資格取得に関する相談	母子・父子福祉センターサン・ライブ	記載P12 記載ページをご覧ください。
	一般の人の求人・求職	ハローワーク	記載P16 記載ページをご覧ください。
	福祉関係の仕事を希望する方の求人・求職	川崎市社会福祉協議会川崎市福祉人材バンク	記載P17 記載ページをご覧ください。
	就職相談・職業紹介	キャリアサポートかわさき	記載P17 記載ページをご覧ください。
	働くことに不安を抱えている15歳～49歳の方とその家族の相談	コネクションかわさき (かわさき若者サポートステーション)	記載P17 記載ページをご覧ください。
	失業等により生活にお困りの方の相談	だいのOBセンター (川崎市生活自立・仕事相談センター)	記載P14 10:00～18:00(土日、祝日、年末年始を除く)
	女性の働き方やしごとに関する相談	川崎市男女共同参画センター (すくらむ21) 813-0808	記載P14 毎月第2・第4水、第1・第3土1日つき4枠(祝日、年末年始を除く)左記にお問合せください。

●住居関係

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
住まいのこと	住まい探し等に関わる相談	すまいの相談窓口	記載P57 8:30～12:00、13:00～17:00(土日、祝日除く)
	外国人の方の相談	かながわ外国人すまいサポートセンター	記載P18 10:00～17:00(土日、祝日除く)
	失業等により生活にお困りの方の相談	だいのOBセンター(川崎市生活自立・仕事相談センター)	記載P14 10:00～18:00(土日、祝日、年末年始を除く)

●その他

相談種別	相談内容	問合せ先		相談時間
生活相談	母子・父子・寡婦のための生活相談	母子・父子福祉センターサン・ライブ	記載P12	記載ページをご覧ください。
生活相談(外国人の方)	多言語による生活のお困りごとへの相談	多文化共生総合相談ワンストップセンター (川崎市国際交流センター) 455-8811 かわさき多文化共生プラザ (川崎市役所南庁舎) 200-1520	記載P18	記載ページをご覧ください。
女性のための電話相談	匿名による女性の様々な悩みに対する相談	ハロー・ウィメンズ110番 811-8600 実施者：川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)		日12:00～17:00/月・火・水・木 10:00～15:00/金15:00～20:00 (祝日、毎月第3火曜日、年末年始を除く)
女性のための面接相談	女性相談員による女性の様々な悩みに対する相談	ハロー・ウィメンズ110番 811-8600 実施者：川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)		〈予約制〉左記にてご相談ください。 (祝日、毎月第3火曜日、年末年始を除く)
男性のための電話相談	男性相談員による男性の様々な悩みに対する相談	男性のための電話相談 814-1080 実施者：川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)		水18:00～21:00(祝日、年末年始を除く)
こころの電話相談	こころについての悩み相談全般	こころの電話相談専用電話 246-6742		9:00～21:00 (12/29～1/3は9:00～17:00)
人権・権利の相談	男女平等にかかわる人権の侵害の相談	川崎市人権オンブズパーソン 200-1461	記載P17	月・水・金13:00～19:00 土9:00～15:00(祝日、年末年始を除く)
	子どもの権利の侵害に関する相談	川崎市人権オンブズパーソン 200-1460	記載P17	月・水・金13:00～19:00 土9:00～15:00(祝日、年末年始を除く)
	人権に関する様々な相談	かわさき人権相談 200-2359		【電話】 8:30～12:00/ 13:00～17:15(土日、祝日、年末年始を除く) ※メールでも受け付けています。 https://logoform.jp/form/FUQz/460046
		横浜地方法務局川崎支局 244-4166		8:30～17:15(土日、祝日、年末年始を除く)
D V 相談	配偶者等からの暴力(DV/ドメスティック・バイオレンス)の被害に関する相談	川崎市DV相談支援センター 200-0845	記載P18	月～金9:30～16:30(祝日、年末年始を除く)
戸籍に記載されていない方の相談	無戸籍の子を戸籍に記載するための手続きに関する相談	横浜地方法務局川崎支局 244-4166		左記にお問合せください。

●いざというときの連絡先

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
医療	夜間、子どもの体調のことで判断に迷った場合、対処法や医療機関受診の必要性等の相談	かながわ小児救急ダイヤル #8000 ダイヤル回線・IP電話等 045-345-8865	 月曜日から金曜日(祝日除く) 18時から翌朝8時まで 土曜日・日曜日・祝日 午前8時から翌朝8時まで
	急な病気やけがをした場合、救急車を呼ぶべきか、受診できる病院・診療所はどこかなどを相談	かながわ救急相談センター #7119 ダイヤル回線・IP電話等 045-232-7119または 045-523-7119	 24時間365日

●休日・夜間の急患診療所等の情報は下の市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017115.html>



区役所の問合せ先一覧

市外局番：044

区役所・支所名	担 当	電話番号
川崎区役所	区民課(住民記録第1係)	201-3143
	区民課(住民記録第2係)	201-3141
	区民課(住民記録第3係)	201-3145
	保険年金課(国民健康保険担当)	201-3151
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	201-3277
	保険年金課(国民年金担当)	201-3155
	地域振興課(相談情報担当)	201-3135
	児童家庭課	201-3287
	保護課	201-3218
	高齢・障害課(障害者支援係)	201-3215
地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	高齢・障害課(精神保健係)	201-3213
	地域支援課(地区支援係)	201-3214
	地域支援課(地域サポート係)	201-3206
幸区役所	区民課(住民記録第1係)	556-6616
	区民課(住民記録第2係)	556-6615
	区民課(住民記録第3係)	556-6617
	保険年金課(国民健康保険担当)	556-6620
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	556-6721
	保険年金課(国民年金担当)	556-6621
	地域振興課(相談情報担当)	556-6608
	児童家庭課	556-6688
	保護課	556-6723
	高齢・障害課(障害者支援係)	556-6654
地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	高齢・障害課(精神保健係)	556-6695
	地域支援課(地区支援係)	556-6648
	地域支援課(地域サポート係)	556-6693
中原区役所	区民課(住民記録第1係)	744-3175
	区民課(住民記録第2係)	744-3172
	区民課(住民記録第3係)	744-3185
	保険年金課(国民健康保険担当)	744-3201
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	744-3204
	保険年金課(国民年金担当)	744-3206
	地域振興課(相談情報担当)	744-3153
	児童家庭課	744-3197
	保護課	744-3184
	高齢・障害課(障害者支援係)	744-3265
地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	高齢・障害課(精神保健係)	744-3297
	地域支援課(地区支援係)	744-3261
	地域支援課(地域サポート係)	744-3268
高津区役所	区民課(住民記録第1係)	861-3163
	区民課(住民記録第2係)	861-3161
	区民課(住民記録第3係)	861-3165
	保険年金課(国民健康保険担当)	861-3174
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	861-3175
	保険年金課(国民年金担当)	861-3176
	地域振興課(相談情報担当)	861-3141
	児童家庭課	861-3250
	保護課	861-3375
	高齢・障害課(障害者支援係)	861-3252
地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	高齢・障害課(精神保健係)	861-3309
	地域支援課(地区支援係)	861-3315
	地域支援課(地域サポート係)	861-3259



※大師・田島支所で取り扱っていた窓口業務は、証明書発行業務等一部を除き、令和7年1月6日に川崎区役所に移りました。詳細は川崎区ホームページをご参照ください。
https：//www.city.kawasaki.jp/kawasaki/page/0000153321.html

区役所の問合せ先一覧

市外局番：044

区役所・支所名	担 当	電話番号
宮前区役所	区民課(住民記録第1係)	856-3144
	区民課(住民記録第2係)	856-3141
	区民課(住民記録第3係)	856-3147
	保険年金課(国民健康保険担当)	856-3156
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	856-3159
	保険年金課(国民年金担当)	856-3154
	地域振興課(相談情報担当)	856-3132
	児童家庭課	856-3258
	保護課	856-3241
	高齢・障害課(障害者支援係)	856-3304
地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	高齢・障害課(精神保健係)	856-3262
	地域支援課(地区支援係)	856-3302
	地域支援課(地域サポート係)	856-3308
多摩区役所	区民課(住民記録第1係)	935-3154
	区民課(住民記録第2係)	935-3152
	区民課(住民記録第3係)	935-3156
	保険年金課(国民健康保険担当)	935-3164
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	935-3328
	保険年金課(国民年金担当)	935-3165
	地域振興課(相談情報担当)	935-3143
	児童家庭課	935-3297
	保護課	935-3289
	高齢・障害課(障害者支援係)	935-3302
地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	高齢・障害課(精神保健係)	935-3324
	地域支援課(地区支援係)	935-3264
	地域支援課(地域サポート係)	935-3101
麻生区役所	区民課(住民記録第1係)	965-5122
	区民課(住民記録第2係)	965-5121
	区民課(住民記録第3係)	965-5123
	保険年金課(国民健康保険担当)	965-5189
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	965-5188
	保険年金課(国民年金担当)	965-5153
	地域振興課(相談情報担当)	965-5119
	児童家庭課	965-5158
	保護課	965-5345
	高齢・障害課(障害者支援係)	965-5159
地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	高齢・障害課(精神保健係)	965-5259
	地域支援課(地区支援係)	965-5157
	地域支援課(地域サポート係)	965-5160

お役立ちサイト一覧

ひとり親応援メルマガや子育てアプリは裏表紙からご登録ください！

川崎市ひとり親家庭のために	検 索	カナ・カモミール	検 索	(神奈川県)
支援内容をカテゴリーごとに掲載しています。離婚について考えている方に向けた情報も掲載しています。		主に神奈川県内のひとり親家庭を対象に、行政等の支援情報を掲載しています。		
川崎市母子・父子福祉センター	検 索	あなたの支え	検 索	(こども家庭庁)
(母子・父子福祉センターサン・ライヴ) 就業支援や各種セミナー、法律相談等の情報を掲載しています。		ひとり親家庭の暮らしを応援するための情報や、お悩みFAQ、体験談等を掲載しています。		

まなざし

令和8年7月発行

発行：川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地 TEL 044(200)2672



川崎市ひとり親応援メルマガ・SNS

ひとり親家庭の方に役立つ様々な支援施策や情報を随時配信しています。ぜひご登録ください。

手続きのお知らせのほか、こども食堂や食料支援、お楽しみイベントの告知など様々な情報を配信します！



【メルマガ】



【LINE】



【X(旧Twitter)】

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672

かわさき子育てアプリ すくすく

妊娠期から子育て期までに必要な手続きや情報の案内、オンライン申請、イベント・講座の検索や申込、乳幼児健診に関する手続き、予防接種のスケジュール管理、地域の子育て施設の検索、子どもの成長記録など、便利な機能をひとつにまとめたアプリです。子育てをもっと楽しく、もっと便利にするサポートツールです。

二次元コードの読み取りのできない方は、「App Store」、「Google play」で「かわさき子育てアプリ」と検索し、ダウンロードすることもできます。



かながわひとり親家庭相談LINE

神奈川県では、県内にお住まいのひとり親家庭の方向けの相談窓口を開設しています。ご相談は匿名でも可能です。

二次元コードの読み取り、又はLINEアプリの「友だち検索」のID検索画面で、「@kana_hitorioya」で検索して追加してください。



【LINE】